

第十五部 警察本部

第一章 概 説

一 警察行政の推移

この十年間における県内の治安情勢を概観すると、平成二十三年の国民の生活意識までも変えた東日本大震災の発生を始め、経済構造の変化、情報技術の急速な発展・浸透、高速交通網の発達による更なる都市化の進展等を背景に、サイバー空間における新たな犯罪が出現するとともに、犯罪の広域化、スピード化、悪質・巧妙化及びグローバル化が顕著になったといえる。さらに、少子高齢化、不安定な経済・雇用情勢等の下、子どもや女性、高齢者等の社会的に弱い立場にある者が被害を受ける事件が多発しており、県民生活に対する大きな脅威となった。

このような情勢の中、県警察においては、複雑化・多様化の度を増し、かつ、質的・量的に変化していった警察事象に対峙するとともに、県民とともにある力強い警察を具現化し、安全・安心を誇れる群馬県を実現するため、職員の意識改革、組織の不断の見直し、警察力の強化等各種施策を強力に推進した。とりわけ、犯罪抑止総合対策、組織犯罪対策、交通事故防止対策及び危機管理対策の推進、重要犯

罪等の徹底検挙、初動警察活動の強化等は、県警察の総合力を発揮して取り組んだものであり、県民の身近な日常生活の安全・安心の確保に大いに寄与したものであった。

なお、平成十四年度から二十三年度までの警察職員の条例定員の推移は、次のとおりである。

年度別警察職員条例定員

年 度	警 察 官	一 般 職 員	計
平成一四年度	三、〇一一	四六五	三、四七七
平成一五年度	三、一〇二	四六五	三、五六七
平成一六年度	三、一七二	四六五	三、六三七
平成一七年度	三、二三二	四六五	三、六九七
平成一八年度	三、三〇二	四六五	三、七六七
平成一九年度	三、三二四	四六五	三、七八九
平成二〇年度	三、三二四	四六五	三、七八九
平成二一年度	三、三四一	四六五	三、八〇六
平成二二年度	三、三五七	四六五	三、八二二
平成二三年度	三、三七七	四六五	三、八三二

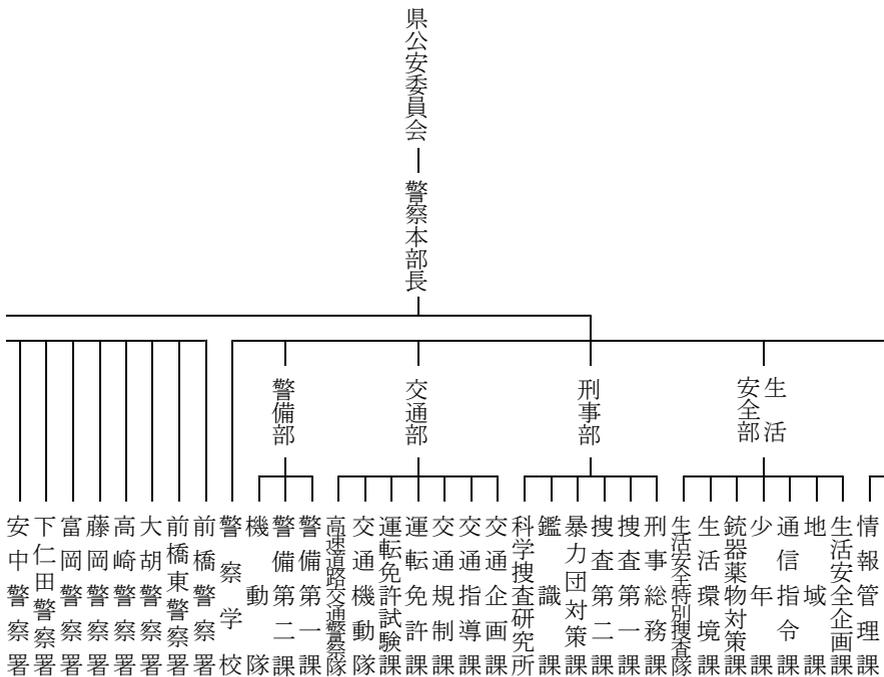
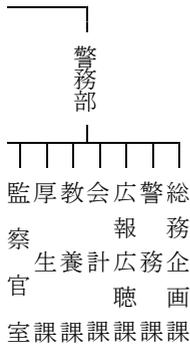
二 県内治安の推移

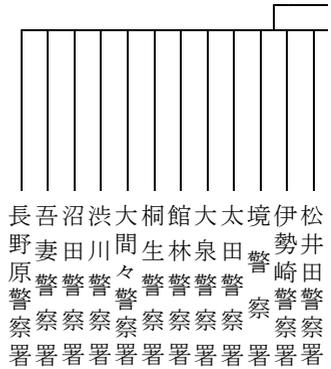
刑法犯認知件数は、平成十六年には戦後最多を記録したものの、十七年以降七年連続で減少し、二十三年には過去十年間で最小となった。しかし、強盗等重要犯罪の認知件数は、増加に転じ、高水準で推移しているほか、深刻化している振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺やサイバー犯罪への更なる対策が求められている。

また、交通事故については、平成十六年に人身事故の発生件数及び負傷者数が統計史上最高に達したが、十七年以降七年連続で減少した。一方、交通事故死者数は、増減を繰り返しながらも減少傾向を維持し、十九年以降五年連続で百人以下となったものの、全死者に占める高齢者の割合が高比率な状態で推移している。

三 組織等の変遷

平成十四年四月現在の県警察の組織機構は、次のとおりである。





また、警察署の下部機構として、交番六十七所及び駐在所百三十三所を置いた。

以降、平成二十四年三月までの間に次のような組織機構の改正・整備を行った。

- 平成十四年四月、生活安全部に生活安全特別捜査隊を新設。刑事部捜査第一課に機動捜査隊を、交通部交通指導課に暴走族対策室を附置。警務部総務課を総務企画課に、警務部監察課を監察官室に改称
- 平成十五年四月、警務部に留置管理課を新設。刑事部刑事企画課に盗犯対策室を附置。刑事部刑事総務課被害者支援室を警務部警務課に移管。刑事部刑

事総務課を刑事企画課に改称

- 平成十六年四月、刑事部に組織犯罪対策第一課（刑事企画課国際捜査室及び盗犯対策室を移管）及び組織犯罪対策第二課を新設。生活安全全部生活安全企画課に街頭犯罪対策室を、刑事部組織犯罪対策第二課に暴力団対策室及び銃器薬物対策室を附置。刑事部捜査第一課機動捜査隊を刑事企画課に移管
- 平成十七年三月、生活安全全部生活安全特別捜査隊、生活安全全部生活安全企画課街頭犯罪対策室及び刑事部組織犯罪対策第二課銃器薬物対策室を廃止
- 平成十七年四月、警察本部に犯罪抑止対策実施本部を、刑事部に捜査第三課を新設。交通部交通指導課に交通捜査指導室を、警備部警備第一課に外事特別捜査室を附置。刑事部組織犯罪対策第二課暴力団対策室を組織犯罪対策第一課に移管。生活安全全部生活安全企画課ハイテク犯罪対策室をサイバー犯罪対策室に改称
- 平成十八年三月、刑事部組織犯罪対策第一課暴力団対策室及び交通部交通指導課交通反則通告センターを廃止
- 平成十八年四月、刑事部に機動捜査隊を新設。生活安全全部生活安全企画課に安全安心まちづくり室

を、生活安全部地域課に地域指導室及び通信指令室を、刑事部捜査第二課に広域知能犯捜査室を附置。

刑事部組織犯罪対策第一課国際捜査室を捜査第一課に移管

○ 平成十九年四月、警備部に外事課を新設。警務部警務課に国際対策室を、生活安全部生活安全企画課に生活安全特別捜査隊を、交通部交通企画課に交通安全対策室を、交通部運転免許課に運転免許試験室を附置

○ 平成二十年三月、交通部交通指導課交通捜査指導室を廃止

○ 平成二十年四月、警務部総務企画課に業務管理指導室を、警務部会計課に装備管理室を、警務部教養課に術科指導室を、交通部交通指導課に交通捜査室を附置。警務部警務課被害者支援室を広報広聴課に、刑事部捜査第一課国際捜査室を刑事企画課に移管

○ 平成二十一年三月、生活安全部生活安全企画課サイバー犯罪対策室、刑事部捜査第二課広域知能犯捜査室及び交通部交通指導課暴走族対策室を廃止

○ 平成二十一年四月、生活安全部に通信指令課を新設。刑事部捜査第二課に振り込め詐欺特別捜査室を

附置。警務部総務企画課業務管理指導室を取調べ監督指導室に改称

○ 平成二十二年三月、犯罪抑止対策実施本部、警務部警務課国際対策室、警務部会計課装備管理室、生活安全部生活安全企画課安全安心まちづくり室、生活安全部生活安全企画課生活安全特別捜査隊、生活安全部地域課地域指導室、刑事部刑事企画課国際捜査室及び交通部交通指導課交通捜査室を廃止

○ 平成二十二年四月、警察本部に地域部を、地域部に機動警ら隊を、生活安全部に安全安心推進課を新設。刑事部刑事企画課に犯罪捜査支援室を、刑事部組織犯罪対策第一課に犯罪グローバル化対策室を附置。下仁田警察署を富岡警察署に、松井田警察署を安中警察署に統合

○ 平成二十三年三月、交通部に運転管理課を新設。生活安全部生活安全企画課にサイバー犯罪捜査室を、刑事部捜査第一課に検視官室を附置。交通部運転免許課運転免許試験室を廃止。大胡警察署を前橋東警察署に、境警察署を伊勢崎警察署に、大間々警察署を桐生警察署に統合

○ 平成二十四年三月、生活安全部安全安心推進課に子ども・女性安全対策室を、警備部警備第二課に危機

管理対策室を附置。警務部広報聴課被害者支援室を犯罪被害者支援室に改称

これらの整備等により、平成二十四年三月三十一日現在における県警察の組織機構は、次のとおりとなった。

本部 三十七所屬(六部(二十九課・一室・五隊・一所)・一校)

警察署 十五署(下部機構) 交番七十一所、駐在所百十九所)

四 歴代公安委員、警察本部長及び警察署長

歴代公安委員

氏名	委員就任期間	委員長就任期間
牛久保 智昭	自平成一・七・一 至平成一四・六・三〇	自平成一三・七・一 至平成一四・六・三〇
富田 昭子	自平成一・七・一 至平成一五・六・三〇	自平成一四・七・三 至平成一五・六・三〇
森 喜美男	自平成一・七・二〇 至平成一六・七・九	自平成一五・七・二 至平成一六・七・一

家崎 智	自平成一四・七・一 至平成一七・六・三〇	自平成一六・七・二 至平成一七・六・三〇
青木 次男	自平成一五・七・一 至平成一八・六・三〇	自平成一七・七・四 至平成一八・六・三〇
末村 重雄	自平成一六・七・二〇 至平成一九・七・九	自平成一八・七・三 至平成一九・六・三〇
神谷 トメ	自平成一七・七・一 至平成二〇・六・三〇	自平成一九・七・一 至平成二〇・六・三〇
阿久澤 浩	自平成一八・七・一 至平成二一・六・三〇	自平成二〇・七・一 至平成二一・六・三〇
横田 英一	自平成一九・二・三 至平成二二・二・二	自平成二一・七・一 至平成二二・六・三〇
正田 寛	自平成二〇・九・一八 至平成二三・九・二七	自平成二二・七・一 至平成二三・六・三〇
渡邊 明男	自平成二一・七・一 至	自平成二三・七・一 至
関口 隆幹	自平成二二・二・三 至	
曾我 孝之	自平成二三・九・一八 至	

歴代警察本部長

						階級
警視監	警視長	警視長	警視長	警視長	警視長	警視長
嶋崎郁	大平修	折田康徳	高橋泰博	塩田透	高石和夫	高石和夫
至自平成一・九・九	至自平成二・三・九	至自平成二・一・二	至自平成二・一・七	至自平成二・六・八	至自平成二・四・八	至自平成二・四・八

歴代警察署長

署名	階級	氏名	就任期間
前橋	警視正	宮崎孝	至平成一五・三・二三 自平成一二・三・二七

前橋東																					
警視																					
横山伸	田島美徳	天沼義明	小倉正美	岩崎國臣	井上行雄	猪熊政和	武井孝一	横山伸	殿木健	林政人											
至自平成一四・三・二〇	至自平成一五・三・二四	至自平成一九・三・二三	至自平成二四・三・二五	至自平成二四・三・二四	至自平成二四・三・二九	至自平成二二・三・二七	至自平成二一・三・二九	至自平成二〇・三・二八	至自平成一九・三・二七												

				大胡							
〃	〃	〃	〃	警視	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
狩野茂行	大竹孝夫	矢嶋友和	茂木利夫	天沼義明	田中秀幸	高橋秀文	宮下直樹	羽鳥信之	五谷重顕	飯塚正雄	
至平成二〇・四・八	自平成一九・三・二四	至平成一九・三・二六	自平成一八・三・二七	至平成一七・三・二六	自平成一五・三・二三	至平成一四・三・二四	自平成一三・三・二八	至平成一二・三・二七	自平成一一・三・一九	至平成一〇・三・一九	自平成一九・三・二四

						高崎					
〃	〃	〃	〃	〃	〃	警視正	〃	〃	〃	〃	〃
糸井義一	藤原重紀	松田忠夫	五十嵐甫	阿部清	諸橋功	佐藤隆夫	高橋秀文	宮下直樹	久保好美	鈴木朗	
至平成二二・三・二七	自平成二一・三・二九	至平成二一・三・二八	自平成二〇・三・二四	至平成一九・三・二六	自平成一八・三・二五	至平成一五・三・二三	至平成一三・三・二五	至平成一二・三・三	至平成一一・三・八	至平成一一・三・八	自平成二〇・四・九

							藤岡				
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	警視	〃	〃	〃	
石川和雄	小山明治	脇野邦和	唐澤嘉六	高橋庄次郎	井上行雄	木村和雄	松田忠夫	桑子福一	正田一男	龜山敏雄	
至平成二四・三・二四	自平成二三・三・二九	至平成二二・三・二八	自平成二一・三・二九	至平成二〇・三・二八	自平成一九・三・二四	至平成一八・三・二六	自平成一七・三・一八	至平成一六・三・一七	自平成一五・三・一四	自平成一四・三・一〇	
								至	自平成二四・三・一五	自平成二三・三・一九	自平成二二・三・一八

	下仁田								富岡		
〃	警視	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	警視	〃	
平形行男	須藤哲次	渋川周次	茂木守一	霞伸二	竹内誠一	龜山敏雄	市村正治	梅澤孝男	加藤政男	中川伸	
至平成一七・三・二六	自平成一五・三・二四	至平成一四・三・一五	自平成一三・三・一九	至平成一二・三・一八	自平成一一・三・一七	至平成一〇・三・一八	自平成一九・三・一四	至平成一八・三・一五	自平成一六・三・一七	自平成一四・三・二〇	
		至								至	自平成二四・三・二五

						安中					
						警視					
伊藤孝順	中山康弘	宮澤豊	関谷渡志雄	神戸美喜男	佐間田正二	黒田操	霞伸二	関松男	久保田文麿	落合謙治	
至 自平成二二・三・九	自平成二二・三・八	自平成二二・三・八	自平成二二・三・七	自平成二一・三・九	自平成二一・三・八	自平成二一・三・七	自平成二一・三・八	自平成二一・三・七	自平成二一・三・七	自平成二一・三・七	自平成二一・三・七

				伊勢崎						松井田
				警視						警視
高橋秀文	猪熊政和	岡正雄	小室正美	小平康雄	中山康弘	近藤敏男	林弘	高橋信夫	高橋庄次郎	長嶋三郎
至平成二一・三・八	自平成二〇・三・九	自平成二〇・三・八	自平成一九・三・四	自平成一九・三・七	自平成一九・三・七	自平成一九・三・六	自平成一九・三・八	自平成一九・三・七	自平成一九・三・七	自平成一九・三・七

太田								境			
警視	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	警視	〃	〃	〃
阿部清	瀬間靖之	安達忠良	瀬間靖之	倉林正仁	高村哲夫	廣田佳行	小貫督司	増村悟樹	瀬間靖之	猪野和正	
至平成一五・三・二一三	自平成二二・三・三〇	至平成二二・三・二八	自平成二一・三・一九	至平成二一・三・二八	自平成二〇・三・二六	至平成一八・三・二五	自平成一七・三・二七	至平成一七・三・二六	自平成一五・三・二四	自平成一三・三・二三	
								至	自平成二四・三・二五	自平成二二・三・二八	自平成二一・三・二九

大泉										
警視	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
飯塚正雄	高橋吉秋	金田貴	高岸哲	高草木正司	茂木利夫	石井雅博	八木寛治	森本哲	細谷幹雄	南山重利
至平成一七・三・二六	自平成一六・三・二八	至平成一四・三・二七	自平成一四・三・二七	至平成一三・三・二四	自平成一二・三・二四	至平成一一・三・二八	自平成一〇・三・二八	自平成一九・三・二七	自平成一七・三・二六	自平成一六・三・二七
		至	自平成二四・三・二五	自平成二三・三・一九	自平成二二・三・一八	自平成二一・三・一九	自平成二〇・三・一九	自平成一九・三・二四	自平成一七・三・二八	自平成一六・三・二四

				館 林								
〃	〃	〃	〃	警 視	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
品 田 清	松 本 憲 吾	松 本 好 男	戸 塚 幸 雄		安 藤 邦 彦	神 野 明 男	松 本 勝 彦	大 平 修	高 岸 哲	伊 勢 川 好	小 林 哲 雄	
至 平 成 一 九 ・ 三 ・ 一 三	自 平 成 一 八 ・ 三 ・ 一 六	至 平 成 一 八 ・ 三 ・ 一 五	自 平 成 一 七 ・ 三 ・ 一 八	自 平 成 一 六 ・ 三 ・ 一 七	至 平 成 一 六 ・ 三 ・ 一 五	自 平 成 一 四 ・ 三 ・ 一 四	自 平 成 一 三 ・ 三 ・ 一 八	自 平 成 一 二 ・ 三 ・ 一 七	自 平 成 一 一 ・ 三 ・ 一 九	自 平 成 一 〇 ・ 三 ・ 一 八	自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 一 三	自 平 成 一 七 ・ 三 ・ 一 七

					桐 生						
〃	〃	〃	〃	〃	警 視	〃	〃	〃	〃	〃	〃
梅 澤 孝 男	黒 田 操	八 木 寛 治	高 林 弘	石 澤 惠 博		笠 原 淳	篠 崎 清 朗	神 尾 雅 敬	佐 藤 守	岩 崎 國 臣	正 田 一 男
至 平 成 二 〇 ・ 三 ・ 一 八	自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 一 四	至 平 成 一 八 ・ 三 ・ 一 三	自 平 成 一 六 ・ 三 ・ 一 八	自 平 成 一 五 ・ 三 ・ 一 七	自 平 成 一 五 ・ 三 ・ 一 三	至 平 成 一 四 ・ 三 ・ 一 五	自 平 成 一 三 ・ 三 ・ 一 九	自 平 成 一 二 ・ 三 ・ 一 八	自 平 成 一 一 ・ 三 ・ 一 九	自 平 成 一 〇 ・ 三 ・ 一 八	自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 一 四

					大間々						
田端正好	金澤英次	大田部英次	荒木幸雄	唐澤嘉六	富沢久雄	警視	久保好美	上原健司	脇野邦和	倉林正仁	桑子福一
至平成二三・三・八	自平成二一・三・二九	至平成二一・三・二八	自平成一九・三・二四	至平成一九・三・二六	自平成一八・三・二五	至平成一七・三・二六	自平成一七・三・二七	至平成一六・三・二八	自平成一六・三・二七	至平成一四・三・二〇	自平成一四・三・二〇

沼田									渋川		
警視	風間則昭	大橋昭久	池田桂吾	高橋千明	佐藤成尚	茂木利夫	松本憲吾	吉田三郎	空井宏行	武井孝一	上原健司
至平成一五・三・二三	自平成一三・三・二三	至平成二二・三・二七	自平成二二・三・二八	至平成二一・三・二九	自平成二〇・三・二八	至平成一九・三・二四	自平成一九・三・二六	自平成一八・三・二五	自平成一六・三・二四	自平成一五・三・二〇	自平成一三・三・二五

	吾妻									
品田清	高田栄治	北爪雅邦	佐藤幸秀	関谷渡志雄	小林政夫	高草木正司	小貫督司	高橋吉秋	加藤政男	黒田政義
至平成一七・三・二六	自平成一五・三・二四	至平成二四・三・二五	自平成二四・三・二四	至平成二三・三・二八	自平成二二・三・二七	至平成二一・三・二八	自平成二〇・四・〇九	至平成一九・三・二六	自平成一八・三・二五	自平成一七・三・二六

					長野原					
永井薫	栗原孝治	木村光雄	中條貞夫	糸井義一	森本哲	林和夫	兵藤仁一	高橋雄司	山村利秋	石井雅博
至平成二一・三・一八	自平成二〇・三・一八	至平成一九・三・一三	自平成一八・三・一五	至平成一六・三・二七	自平成一五・三・二四	至平成二四・三・一五	自平成二二・三・一四	至平成二二・三・一七	自平成二一・三・一八	自平成一九・三・一三

〃	〃	〃	〃	
新井勝彦	新井義正	伝田弘二	増村悟樹	
至 自平成二四・三・一五	自平成二四・三・一四	自平成二三・三・一九	自平成二二・三・一七	自平成二一・三・一九

第二章 警 務 部

第一節 組織等の変遷

一 総務企画課への改称
 平成十四年四月、県警察の運営の総合的な企画・調整を行うとともに、更なる警察改革の推進と政策評価等に対す

る取組を強化するため、総務課を総務企画課に改称した。

二 監察官室への改称

平成十四年四月、厳正な監察を実施し、及び適正な職務執行を推進するため、監察課を監察官室に改称した。

三 留置管理課の設置

平成十五年四月、留置管理業務に対する指導体制を強化するとともに、前橋警察署の大規模留置場の開設及び集中護送業務に対応するため、留置管理課を設置した。

四 警務課被害者支援室への移管

平成十五年四月、被害者支援業務に総合的に対応するため、刑事総務課に附置していた被害者支援室を警務課に移管した。

五 警務課国際対策室の設置

平成十九年四月、総合的な多文化共生施策のほか、国際協力に係る取組を強力に推進するため、警務課に国際対策室を附置した。(二十二年三月廃止)

六 総務企画課業務管理指導室の設置

平成二十年四月、取調べを始めとする警察業務全般にわたる業務管理・指導を推進するため、総務企画課に業務管理指導室を附置した。

七 会計課装備管理室の設置

平成二十年四月、警察装備を始めとする国有物品及び

県有物品の一元かつ効率的な管理を行うとともに、入札・契約事務をより一層適正に推進するため、会計課に装備管理室を附置した。(二十二年三月廃止)

八 教養課術科指導室の設置

平成二十年四月、第一線警察官に対する術科指導体制を強化し、適正な職務執行の確保を図るとともに、受傷事故防止の万全を期するため、教養課に術科指導室を附置した。

九 広報広聴課被害者支援室への移管

平成二十年四月、業務が密接に関連する被害者支援業務及び相談業務の一元的な運用を図り、より一層効果的な対策を推進するため、警務課に附置していた被害者支援室を広報広聴課に移管した。

十 総務企画課取調べ監督指導室への改称

平成二十一年四月、取調べの適正化に的確に対応するため、総務企画課に附置していた業務管理指導室を取調べ監督指導室に改称した。

十一 広報広聴課犯罪被害者支援室への改称

平成二十四年三月、広報広聴課に附置していた被害者支援室を犯罪被害者支援室に改称した。

十二 警務部歴代の部長、課長等

歴代警務部長

階級	氏名	就任期間
警視正	田代裕昭	自平成二二・六・二九 至平成二四・七・二八
〃	児嶋秀平	自平成二四・七・二九 至平成二六・九・九
〃	寺島喜代次	自平成二六・九・一〇 至平成二八・八・二一
〃	倉木豊史	自平成二八・八・二二 至平成二〇・一・二六
〃	篠原和良	自平成二〇・一・二七 至平成二二・二・二七
〃	島崎俊隆	自平成二二・二・二八 至平成二四・三・二九
〃	細田正	自平成二四・三・三〇 至

歴代首席監察官

階級	氏名	就任期間
警視	諸橋功	自平成一二・三・一七 至平成一五・三・一三
警視正	阿部清	(平成二四年四月一日付警視正昇任) 自平成一五・三・一四 至平成一六・三・一七
〃	横山伸	自平成一六・三・一八 至平成一九・三・一三
〃	藤原重紀	自平成一九・三・一四 至平成二〇・三・一八
〃	井上行雄	自平成二〇・三・一九 至平成二一・三・一八
〃	正田一男	自平成二一・三・一九 至平成二二・三・一七
〃	桑子福一	自平成二二・三・一八 至平成二三・三・一八
〃	木村光雄	自平成二三・三・一九 至平成二四・三・一四
〃	小林政夫	自平成二四・三・一五 至

歴代総務参事官

階級	氏名	就任期間
警視	中里隆一	自平成二八・四・三一 至平成一九・三・二一
警視	井上行雄	自平成一九・三・二四 至平成二〇・三・二八
警視	高橋庄次郎	自平成二〇・三・二九 至平成二一・三・二八
警視	山村利秋	自平成二一・三・二九 至平成二二・三・二七
警視	林弘	自平成二二・三・二八 至平成二三・三・一八
警視	高橋千明	自平成二三・三・一九 至平成二三・三・九

警務参事官

階級	氏名	就任期間
警視	上原健司	自平成二四・三・一五 至

歴代会計参事官

階級	氏名	就任期間
警視	永井薫	自平成二三・三・二六 至平成二三・七・三一
警視	大平修	自平成二三・八・一 至平成二四・三・二四
警視	羽鳥信之	自平成二四・三・二五 至

歴代総務企画課長

階級	氏名	就任期間
警視	殿木健	自平成一四・四・一 至平成一五・三・三
警視	横山伸	自平成一五・三・二四 至平成一六・三・一七
警視	高橋吉秋	自平成一六・三・一八 至平成一八・三・一五
警視	中里隆一	自平成一八・三・一六 至平成一九・三・一三
警視	井上行雄	自平成一九・三・一四 至平成二〇・三・一八

歴代警務課長

警視				階級
〃	〃	〃	〃	氏名
糸井義一	松田忠夫	武井孝一	林政人	氏名
至平成二〇・七・二三	自平成一九・三・二四	至平成一九・三・二七	自平成一九・三・二七	就任期間
至平成二〇・七・二三	自平成一九・三・二四	至平成一九・三・二七	自平成一九・三・二七	就任期間
至平成二〇・七・二三	自平成一九・三・二四	至平成一九・三・二七	自平成一九・三・二七	就任期間
至平成二〇・七・二三	自平成一九・三・二四	至平成一九・三・二七	自平成一九・三・二七	就任期間
至平成二〇・七・二三	自平成一九・三・二四	至平成一九・三・二七	自平成一九・三・二七	就任期間
至平成二〇・七・二三	自平成一九・三・二四	至平成一九・三・二七	自平成一九・三・二七	就任期間

〃			
高橋千明	林弘	山村利秋	高橋庄次郎
至平成二二・三・九	自平成二二・三・八	至平成二二・三・八	自平成二〇・三・九
至平成二二・三・九	自平成二二・三・八	至平成二二・三・八	自平成二〇・三・九
至平成二二・三・九	自平成二二・三・八	至平成二二・三・八	自平成二〇・三・九
至平成二二・三・九	自平成二二・三・八	至平成二二・三・八	自平成二〇・三・九
至平成二二・三・九	自平成二二・三・八	至平成二二・三・八	自平成二〇・三・九
至平成二二・三・九	自平成二二・三・八	至平成二二・三・八	自平成二〇・三・九

警視					階級
〃	〃	〃	〃	〃	氏名
高橋千明	高橋秀文	井上行雄	正田一男	松本憲吾	糸井義一
至平成二一・三・八	自平成二〇・三・九	至平成一九・三・三	自平成一九・三・六	至平成一九・三・五	自平成一九・三・七
至平成二一・三・八	自平成二〇・三・九	至平成一九・三・三	自平成一九・三・六	至平成一九・三・五	自平成一九・三・七
至平成二一・三・八	自平成二〇・三・九	至平成一九・三・三	自平成一九・三・六	至平成一九・三・五	自平成一九・三・七
至平成二一・三・八	自平成二〇・三・九	至平成一九・三・三	自平成一九・三・六	至平成一九・三・五	自平成一九・三・七
至平成二一・三・八	自平成二〇・三・九	至平成一九・三・三	自平成一九・三・六	至平成一九・三・五	自平成一九・三・七
至平成二一・三・八	自平成二〇・三・九	至平成一九・三・三	自平成一九・三・六	至平成一九・三・五	自平成一九・三・七

歴代広報広聴課長

〃		
上原健司	小林政夫	木村光雄
至平成二四・三・五	自平成二四・三・四	至平成二二・三・七

歴代会計課長

階級	氏名	就任期間
警視	村松文善	自平成一四・三・二五 至平成一六・三・二四
警視	藤原重紀	自平成一六・三・二五 至平成一七・三・二六
警視	糸井義一	自平成一七・三・二七 至平成一九・三・二三
警視	高橋庄次郎	自平成一九・三・二三 至平成二〇・三・二八
警視	正田一男	自平成二〇・三・二九 至平成二一・三・一八

永井薫	自平成二一・三・二九
増村悟樹	自平成二二・三・二八
神尾雅敬	自平成二三・三・一八
神野明男	自平成二四・三・一五

歴代教養課長

階級	氏名	就任期間
警視	中里隆一	自平成一四・三・二〇 至平成一六・三・一七
警視	越谷一義	自平成一六・三・一八 至平成一七・三・一六
警視	高橋庄次郎	自平成一七・三・一七 至平成一八・三・一五
警視	高林弘	自平成一八・三・一六 至平成一九・三・一三
警視	宮下直樹	自平成一九・三・一四 至平成二一・三・一八

桑子福一	自平成二一・三・一九
永井薫	自平成二二・三・一七
石田修一郎	自平成二三・三・一八
羽鳥信之	自平成二四・三・一五

歴代留置管理課長

階級	氏名	就任期間
警視	石井雅博	自平成二五・四・一 至平成二七・三・一五
大田部英次	石井雅博	自平成二七・三・一五 至平成二八・三・一五

警視	警視	警視	警視	警視	警視	警視
正	正	正	正	正	正	正
近藤敏男	木村光雄	桑子福一	脇野邦和	伊勢川好	藤原重紀	加藤政男
至平成二四・三・一五	自平成二四・三・一四 至平成二四・三・一四	自平成二三・三・一五 至平成二三・三・一五	自平成二二・三・一八 至平成二二・三・一七	自平成二一・三・一九 至平成二一・三・一八	自平成二〇・三・一八 至平成二〇・三・一八	自平成一九・三・一三 至平成一九・三・一三

歴代情報管理課長

階級	氏名	就任期間
技術吏員	松島広幸	自平成一四・三・二五 至平成一六・三・一七
稲村悟	松島広幸	自平成一六・三・一七 至平成一八・三・二三

湯本恵一	久保田明男	北爪雅邦	茂木守一	中山康弘	木村光雄	正田一男
至平成二四・三・一五	自平成二四・三・一四 至平成二四・三・一四	自平成二三・三・一八 至平成二三・三・一八	自平成二二・三・一七 至平成二二・三・一七	自平成二一・三・一九 至平成二一・三・一八	自平成二〇・三・一八 至平成二〇・三・一八	自平成一九・三・一三 至平成一九・三・一三

歴代警察学校長

				警 視	階 級	技 術 職 員				
〃	〃	〃	〃	黒 澤 弘 司	氏 名	岩 瀬 広 紀	白 井 伸 幸	伊 貝 耕	松 本 吉 慶	就 任 期 間
自 平 成 二 〇 ・ 三 ・ 二 八	自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 二 四	自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 二 三	自 平 成 一 七 ・ 三 ・ 二 七	自 平 成 一 六 ・ 三 ・ 二 八	自 平 成 一 五 ・ 三 ・ 二 三	自 平 成 二 四 ・ 三 ・ 二 三	自 平 成 二 四 ・ 三 ・ 二 二	自 平 成 二 二 ・ 三 ・ 一 一	自 平 成 二 〇 ・ 七 ・ 三 一	自 平 成 一 八 ・ 三 ・ 二 四

〃	〃	〃	〃	〃	〃
高 橋 秀 文	竹 内 誠 一	木 村 光 雄	石 井 雅 博	小 貫 督 司	糸 井 義 一
至 自 平 成 二 四 ・ 三 ・ 一 五	自 平 成 二 四 ・ 三 ・ 一 四	自 平 成 二 三 ・ 三 ・ 一 九	自 平 成 二 二 ・ 三 ・ 一 八	自 平 成 二 一 ・ 三 ・ 一 九	自 平 成 二 〇 ・ 四 ・ 一 九

第二節 主要な施策、事業等の推移

一 警察職員定員の変遷

本県の警察官の定員は、平成十四年度時点で三千十二人であつたが、十五年度に九十人、十六年度に七十人、十七年度に六十人、十八年度に七十人、十九年度に二十一一人、二十一年度に十七人、二十二年度に十六人及び二十三年

度に十人をそれぞれ増員し、二十三年度現在で三千三百七十七人となった。

なお、一般職員の定員は、増減なく、平成二十三年度現在で四百六十五人である。

二 警察署再編整備の実施

小規模警察署のせい弱性及びいわゆる平成の大合併による警察署の管轄区域と行政区域のねじれを解消することにより、県警察全体の警察力強化と効率的な警察活動を展開し、地域の実情や治安実態に即した警察署体制を確立するため、平成二十二年四月に下仁田警察署を富岡警察署に、松井田警察署を安中警察署に統合し、二十三年三月に大胡警察署を前橋東警察署に、境警察署を伊勢崎警察署に、大間々警察署を桐生警察署に統合するとともに、高崎市の新町及び吉井町を藤岡警察署から高崎警察署に、中之条町の六合村であった区域を長野原警察署から吾妻警察署に管轄を変更した。

三 群馬県警察における精強な第一線警察構築のための総合プランの推進

平成十七年十二月、公務執行妨害事案の増加等警察官の職務執行を取り巻く環境の悪化、大量退職・採用期の到

来に伴う組織の人的構成の変化等に対応すべく、主として、地域警察部門を中心とした精強な第一線警察を構築するため、群馬県警察における精強な第一線警察構築のための総合プランを策定した。特に、新任警察官の実務能力・執行力の向上、ベテラン警察官の指導能力、勤務意欲・責任感の一層の向上と職務質問や緊急配備による検挙率の向上の二つを主眼とし、また、二十一年四月、通信指令を中心とした初動警察刷新強化を新たな主眼として加えるなど不
断の見直しと組織を挙げた取組を強力に推進した。

四 警察改革の持続的断行及び定着化・深化

平成十七年十二月、国家公安委員会及び警察庁が取りまとめた警察改革を持続的に断行するための指針に基づき、治安と信頼の回復に向けて、各種施策を推進した。また、二十二年九月、警察改革の十年間の取組についての政策評価が行われたことから、警察改革の精神の具現化である各種施策について、更なる定着化・深化を図った。

五 群馬県警察次世代育成支援行動計画の推進

次世代育成支援対策推進法の成立に伴い、国、地方公共団体、企業等においては仕事と家庭の両立支援、男性を含めた働き方の見直し等に関しそれぞれ行動計画を策定する

こととされた。県警察においても、平成十七年度から二十一年度までの五年度分を第一期、二十二年度から二十六年までの五年度分を第二期として群馬県警察次世代育成支援行動計画を策定し、及び公表し、職員が仕事と子育ての両立等を図ることができるよう休暇取得の促進等行動計画に掲げる事項の達成に向けた各種施策を推進した。

六 群馬県警察・女性警察官採用・登用拡大計画の推進

平成二十三年六月、男女共同社会の実現と優秀な警察官を確保するため、群馬県警察女性警察官採用・登用拡大計画（十箇年計画）を策定し、働きやすい職場環境づくり等の各種施策に積極的に取り組んだ。特に、育児休業取得者に対する支援について、警察官という職務の特殊性から代替要員の確保が困難であることから、育児休業から復帰した職員の定員外措置等について協議を進め、容認された。

七 被疑者取調べ監督の実施

警察における被疑者取調べの在り方を問われる無罪判決等が相次いだことによる国民、社会からの厳しい指弾を踏まえ、平成十九年十一月、国家公安委員会は、「警察捜査における取調べの適正化について」を決定し、二十年一月、警察庁において、取調べに対する監督の強化等を施策の柱とし

た「警察捜査における取調べ適正化指針」が取りまとめられた。県警察においても、同指針に基づき、二十年四月、総務企画課に業務管理指導室を新設し、さらに、二十一年四月、群馬県警察被疑者取調べ適正化のための監督に関する訓令を制定するとともに、同業務管理指導室を取調べ監督指導室に改称し、被疑者取調べ監督制度の運用を開始した。

八 情報公開の推進

平成十四年四月、公安委員会及び警察本部長が群馬県情報公開条例の実施機関として、公文書の開示請求への対応を含めた情報公開制度の運用を開始し、情報公開を総合的に推進した。また、十八年四月、群馬県個人情報保護条例の実施機関として、個人情報開示請求への対応を開始し、県民のチェックを受けながら、更なる個人情報の積極的な保護及び適正な取扱いを推進した。さらに、十九年五月から意見提出制度（パブリックコメント）を開始し、県民の声を警察行政に反映させるための体制を整えた。

九 犯罪被害者支援の推進

（一） 群馬県犯罪被害者等基本計画の策定及び推進
国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている

昨今、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出すため、犯罪被害者等のための施策を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体、関係機関及び民間団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成十七年四月、犯罪被害者等基本法が施行され、同年十二月、「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定された。本県においても、県全体での取組を図るため、十九年に策定した「群馬県犯罪被害者等基本計画」(五箇年計画)に基づき、全県的な犯罪被害者等支援施策を推進することとなった。

(二) 民間団体との連携した支援活動の推進

平成二十年七月、公安委員会は、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に基づく犯罪被害者等早期援助団体として、特定非営利活動法人被害者支援センターすてっぷぐんまを県内で初めて指定した。同団体との緊密な連携の下、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、協働した犯罪被害者支援活動を積極的に展開した。

十 警察安全相談体制の充実

県民から警察に寄せられる様々な警察安全相談を迅速かつ的確に処理するため、平成十四年六月から群馬県警察ワイドエリアネットワークシステムにおいて、「群馬県警察相談・苦情管理システム」の運用を開始した。警察安全相談の受理から処理までの情報をコンピュータシステムで管理することにより、県下全ての所属における相談処理状況の掌握や所属間における情報共有等をスムーズに行えるようにし、警察安全相談体制の充実に取り組んだ。

十一 警察庁舎の整備

老朽・狭隘化により機能低下が著しかった前橋警察署及び伊勢崎警察署を新築したほか、鑑識科学センターDNA型鑑定棟の新築等治安基盤の充実及び強化を目的とした施設整備を次のとおり実施した。

警察庁舎の整備状況

(単位 万円)

施設名	完成年月日	工事費
前橋警察署新築	平成二六・三〇	二五、五五〇
高崎警察署会議室棟増築	平成一八・三〇	五、〇一六
鑑識科学センターDNA型鑑定棟新築	平成二三・三六	七、二四六
伊勢崎警察署新築	平成二三・三八	二七、〇六九

十二 警察教養の充実

精強な第一線警察を構築するため、職場教養においては職員の職務倫理意識の向上方策を実施するとともに、部外講師による教養を推奨し、学校教養においては専門教養及び幹部教養の充実に努めた。また、術科教養においては、警察官の現場執行力を強化するため、各種術科訓練を強力に推進した。

十三 福利厚生の充実

(一) ライフサイクル研修会の開催

職員の心身の健康を保持し、心豊かで生きがいのある充実した人生の実現を図るためのライフサイクル研修会の対象者として、平成十四年からは三十歳の職員を、二十年からは新婚者及び初任科生を新たに加え、若手職員のライフプランの策定の強化等を図ることとした。また、二十三年からは、定年後を三年後に控えた五十七歳の職員を対象に、職員それぞれのライフスタイルに合わせた長期的な資産形成プランの策定や健康づくり等を内容とする研修会を開始した。

(二) 健康管理対策

職員のメンタルヘルスを保持するとともに、メンタルヘルスに支障を来した職員を支援するため、平成十八年からメンタルヘルスチェック等の各種予防対策を推進したのを始め、二十

年からは専門医による相談、二十一年からは休養者に対する職場復帰を支援するためのリハビリ出勤制度を開始するなど組織的な取組を推進した。また、十八年からは健康づくり運動、二十年からは禁煙セミナー等生活習慣病対策にも積極的に取り組み、職員が豊かでゆとりある安定した暮らしと家庭の幸せを築き、全力を挙げて職務に専念できるように各種健康対策を推進した。

十四 留置管理業務の強化

(一) 本部直轄留置施設の開設

平成十六年四月、被留置者の収容能力を強化するため、前橋警察署の新築に伴い、警務部留置管理課を移転させ、本部直轄の留置施設を開設した。

(二) 集中護送の導入

平成十六年四月、警察署の護送業務の負担を軽減するため、留置管理課護送係による集中護送を開始した。集中護送は、中・北毛地域の警察署と前橋地方検察庁間における被留置者の新件送致、検察官の取調べ等の護送（警務部留置管理課長が警察署長から委任）について、本部管理の集中護送車を巡回させて行う護送方法であり、本部ルート、伊勢崎ルート及び沼田ルートの三系統で開始された。

十五 群馬県留置施設視察委員会の設置

平成十九年六月、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の改正に伴い、留置施設運営の透明性と被留置者の適正な処遇を確保するため、警察署長等留置業務管理者に対して意見を述べる機関として、警察本部に部外弁護士、医師、自治会長等第三者からなる留置施設視察委員会(定員四人)が設置された。

十六 情報管理システムの充実と情報セキュリティ対策の強化

公務中における私用パソコンの使用により、全国的に警察情報の流出事案が相次いで発生したことから、県警察においては、平成十八年度に公用パソコンの整備を強化し、職場における私用パソコンの完全撤廃を行った。また、県内全ての交番・駐在所に回線を整備し、及びネットワーク網の充実を図り、堅牢なシステムを構築するとともに、自動暗号化ソフトの導入等情報セキュリティ対策の強化に取り組んだ。さらに、職員に対しては、情報セキュリティに対する意識を浸透させるための指導教養を行い、情報リテラシーの向上を図った。

第三章 生活安全部

第一節 組織等の変遷

一 生活安全特別捜査隊の設置

平成十四年四月、県民生活に密着し複雑化・多発する生

活安全部門の事件情報等の一元化と捜査体制の強化を図るため、生活安全特別捜査隊を設置した。(十七年三月廃止)

二 生活安全企画課街頭犯罪対策室の設置

平成十六年四月、県民の体感治安を悪化させている街頭犯罪及び侵入犯罪の抑止対策を強力に推進するため、生活安全企画課に街頭犯罪対策室を附置した。(十七年三月廃止)

三 犯罪抑止対策実施本部の設置

平成十七年四月、厳しい治安情勢に即応し、本県の治安を回復させるための組織として、いずれの部にも属さない警察本部長直轄の犯罪抑止対策実施本部を設置した。(二十年三月廃止)

四 生活安全企画課サイバー犯罪対策室への改称

平成十七年四月、生活安全企画課に附置していたハイテク犯罪対策室をサイバー犯罪対策室に改称した。(二十一年三月廃止)

五 生活安全企画課安全安心まちづくり室の設置

平成十八年四月、警察、行政及び地域住民が三位一体となった住民参加型による施策の質的向上を図るため、生活安全企画課に安全安心まちづくり室を附置した。(二十年三月廃止)

六 生活安全企画課生活安全特別捜査隊の設置

平成十九年四月、県民生活に密着した複雑・多岐にわたる生活安全部門が所掌する法令違反の事件捜査を効率的かつ集中的に推進するため、生活安全企画課に生活安全特別捜査隊を附置した。(二十二年三月廃止)

七 安全安心推進課の設置

平成二十二年四月、安全安心まちづくり活動の一層の活性化・取組強化を図るとともに、総合的な安全対策を推進するため、安全安心推進課を設置した。

八 生活安全企画課サイバー犯罪捜査室の設置

平成二十三年三月、サイバー犯罪に係る新たな捜査手法に迅速かつ的確に対応し、部門横断的な捜査活動を効率的かつ確実に推進するため、生活安全企画課にサイバー犯罪捜査室を附置した。

九 安全安心推進課子ども・女性安全対策室の設置

平成二十四年三月、子どもと女性の安全対策を総合的に推進するため、安全安心推進課に子ども・女性安全対策室を附置した。

十 生活安全全部歴代の部長、課長等

歴代生活安全全部長

階級	氏名	就任期間
警視正	淡島 清	自平成二三年三月二二日至平成二五年三月二二日
〃	佐藤 隆夫	自平成二五年三月二二日至平成二六年三月二二日
〃	五十嵐 甫	自平成二六年三月二二日至平成二八年三月二二日
〃	武井 孝一	自平成二八年三月二二日至平成二九年三月二二日
〃	横山 伸	自平成二九年三月二二日至平成三〇年三月二二日
〃	亀山 敏雄	自平成三〇年三月二二日至平成三一年三月二二日
〃	石井 雅博	自平成三一年三月二二日至平成三二年三月二二日
〃	桑子 福一	自平成三二年三月二二日至平成三四年三月二二日
〃	大平 修	自平成三四年三月二二日至平成三五年三月二二日

歴代安全安心推進統括官

階級	氏名	就任期間
警視	佐藤 成尚	自平成二二年四月一日至平成二三年三月三十一日
〃	関谷 渡志雄	自平成二三年三月三十一日至平成二四年三月三十一日
〃	高岸 哲	自平成二四年三月三十一日至平成二五年三月三十一日

組織犯罪対策担当参事官

階級	氏名	就任期間
警視	中 冨 洋二	自平成二四年三月三十一日至平成二五年三月三十一日

歴代生活安全企画課長

階級	氏名	就任期間
警視	南山 重利	自平成二三年三月二二日至平成二五年三月二二日

歴代安全安心推進課長

久住昌和	小山明治	高橋秀文	佐藤成尚	亀山敏雄	石井雅博	田島美徳	天沼義明	八木寛治
至自平成二四・三・二五	至自平成二四・三・二四	至自平成二三・三・二九	至自平成二二・三・二八	至自平成二一・三・二九	至自平成二〇・三・二四	至自平成一九・三・二七	至自平成一七・三・二八	至自平成一六・三・二四

警視	階級	氏名	就任期間
〃	〃	〃	〃
瀬間靖之	氏名	黒田政義	至平成一九・三・一八 自平成一九・三・一四
富沢久雄	氏名	倉林正仁	至平成一八・三・一五 自平成一八・三・一六
荒木幸雄	氏名	長嶋三郎	至平成一七・三・一六 自平成一七・三・一八
警視	階級	氏名	就任期間
黒田政義	氏名	黒田政義	至平成一五・三・一三 自平成一五・三・二〇

歴代少年課長

警視	階級	氏名	就任期間
〃	〃	〃	〃
深澤正男	氏名	笠原淳	至平成二四・三・一五 自平成二四・三・一四
警視 <td>階級 <td>氏名 <td>就任期間 </td></td></td>	階級 <td>氏名 <td>就任期間 </td></td>	氏名 <td>就任期間 </td>	就任期間
笠原淳	氏名	笠原淳	至平成二二・四・一 自平成二四・三・一四

歴代生活環境課長

警視	階級
天中 沼隼 義洋 明二	氏名
至平成一六・三・一七	就任期間
自平成一五・三・二四	
至平成一五・三・二〇	
自平成一四・三・二〇	

歴代銃器薬物対策課長

谷安 田達 昌忠 敏良	神野 明男	池田 桂吾	大平 修	
至平成二四・三・一五	自平成二四・三・一四	自平成二三・三・一八	自平成二二・三・一七	自平成二〇・三・一八
自平成二四・三・一四	自平成二三・三・一八	自平成二二・三・一七	自平成二一・三・一八	自平成二〇・三・一八
至平成二四・三・一四	自平成二三・三・一八	自平成二二・三・一七	自平成二一・三・一八	自平成二〇・三・一八

警視	階級
佐伯和則	氏名
久住昌和	
金田貴	
金澤英次	
倉林正仁	
高岸哲	
深堀進	
平形男	
小貫督司	
空井宏行	
至平成二四・三・一五	就任期間
自平成二四・三・一四	
至平成二三・三・一八	
自平成二三・三・一八	
至平成二二・三・一七	
自平成二二・三・一七	
至平成二一・三・一八	
自平成二〇・三・一八	
至平成一九・三・一四	
自平成一九・三・一三	
至平成一八・三・一五	
自平成一七・三・一六	
至平成一五・三・一三	
自平成一三・三・二三	

歴代生活安全特別捜査隊長

階級	氏名	就任期間
警視	落合謙治	自平成一四・四・一 至平成一六・三・一七
井野靖男	井野靖男	自平成一六・三・一八 至平成一七・三・一六
田島美徳	田島美徳	自平成一七・三・一七 至平成一七・三・三一

歴代犯罪抑止対策実施本部長

階級	氏名	就任期間
警視	藤原重紀	自平成一七・四・一 至平成一八・三・一五
八木寛治	八木寛治	自平成一八・三・一六 至平成一九・三・一三
岡正雄	岡正雄	自平成一九・三・一四 至平成二〇・三・一八
松本憲吾	松本憲吾	自平成二〇・三・一九 至平成二一・三・二八

栗原孝治	栗原孝治	自平成二一・三・一九 至平成二二・三・一七
伊勢川好	伊勢川好	自平成二二・三・一八 至平成二二・三・三一

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 犯罪抑止総合対策の推進

一 安全・安心なまちづくりの推進

本県では、平成十六年の刑法犯認知件数が四万二千余件と過去最多となり、県民の体感治安が著しく悪化する中、十六年六月、「群馬県犯罪防止推進条例」が施行され、犯罪の防止のため、県、県民及び事業者がそれぞれの責務を果たすとともに、市町村及び県民等と連携し、及び協力して、安全なまちづくりに関する施策を総合的に実施することとした。

県警察においても、安全で安心な群馬県の実現に向け、平成十六年十二月、「犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動の展開」と「安全・安心なまちづくりの推進」を両輪とした群

馬県警察治安回復アクションプランを策定したほか、十七年四月、厳しい治安情勢に即応し、本県の治安を回復させるための組織として、犯罪抑止対策実施本部を新設するなど県民、事業者及び行政と連携・協働した犯罪抑止総合対策を組織一丸となつて推進した結果、十七年から、刑法犯認知件数は減少傾向に転じた。その主な事業は、次のとおりである。

○ 県民の自主防犯意識の醸成に向けた「県民防犯の日」（毎月十六日）の制定
及び県民防犯運動の実施

○ 防犯ボランティアの活動活性化
・ 地域安全安心ステーションモデル事業の実施
・ 青色回転灯装備車によるパトロール活動の促進
・ 若い世代による防犯ボランティア活動の促進



小学校に配備された青色回転灯装備車

・ 群馬県YOUNG防犯ボランティア協議会の設立
・ 留学生安全安心ボランティアサークル「YUI」の設立
○ 街頭防犯カメラの設置促進
○ 犯罪の起きにくい社会づくりに向けた事業者との連携
○ 緊急雇用創出基金によるパトロール事業
○ 国際連絡員の配置（伊勢崎署・太田署・大泉署）

二 振り込め詐欺等の特殊詐欺被害防止対策の推進

平成十五年以降、全国的に、オレオレ詐欺を始めとする振り込め詐欺の発生が目立ち始め、本県においても、十六年に被害の認知件数が四百二十五件、被害金額が約四億六千万円となり、さらに、二十四年には、金融商品等の取引を騙る振り込め詐欺以外の特殊詐欺が発生し始めるなど極めて深刻な状況となった。

県警察においては、振り込め詐欺等の特殊詐欺の撲滅に向け、金融機関等を始めとする各種事業者との連携による未然防止対策、県民に対する効果的な広報啓発活動による被害防止対策等を推進した結果、平成二十一年以降は被害の認知件数、被害金額共に減少に転じた。その主な事業は、次のとおりである。

○ 金融機関防犯担当者参加による「振り込め詐欺等撲滅対策会議」の開催

- ATMコーナーにおける警戒の強化
- 緊急雇用創出基金による振り込み詐欺被害防止コールセンター事業の実施
- 振り込み詐欺被害防止ホットラインの設置
- 振り込み詐欺被害防止アドバイザーの委嘱と各種事業者との連携による未然防止対策の推進



振り込み詐欺被害防止コールセンター

三 子ども・女性安全対策の推進

全国的に、子どもや女性が被害者となる凶悪事件や性犯罪等が増加し、本県においても県民生活に対する大きな脅威となった。

県警察においては、平成二十一年三月、生活安全企画課に子ども・女性安全対策隊を発足させ、自主防犯意識の高揚を目的とした被害防止教育の実施、上州くん安全・安心メールを活用した不審者情報の提供等に加え、性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の事案に対し、迅速に検挙又は指導・警告等の措置を講じる先制・予防的活動を強化し、犯罪被害の未然防止対策等子ども・女性の総合的な安全対策を推進した。

四 ストーカー、配偶者からの暴力、高齢者虐待対策の推進

(一) ストーカー対策

近年のストーカー行為による凶悪事件の発生を背景に、その相談件数は全国的に増加し、本県においても、平成二十三年には過去最高の四百八十三件の相談件数を記録した。また、インターネットの普及から、ソーシャルネットワークキングサービスや電子メール等を使用したストーカー事案も増加した。

県警察においては、各種法令を適用した積極的なストー

カー事案の検挙、警告・禁止命令等の行政措置を図るとともに、徹底した被害者の保護対策を推進した。

(二) 配偶者からの暴力対策

これまでプライベートな問題とされた配偶者からの暴力が、DV(Domestic Violence)という概念として社会的に周知されてきたことにより、全国的に相談件数は急増し、本県においても、平成二十三年には過去最高の五百九十八件の相談件数を記録した。

県警察においては、配偶者からの暴力事案について、積極的に介入して適切な指導を行ったほか、悪質な事案にあっては事件化を図るとともに、関係機関等と連携した保護対策を推進した。

(三) 高齢者虐待対策

高齢化社会に伴う高齢者の犯罪被害が社会問題となる中、平成十八年四月、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律が施行され、県警察においても高齢者虐待に係る市町村との連携を強化するとともに、高齢者を保護するなどの被害防止対策を推進し、中でも悪質な事案については、積極的な事件化を図った。

五 少年の非行防止及び健全育成活動の推進

(一) 少年非行情勢

本県における刑法犯少年の検挙人員の推移を見ると、若干の増減はあるものの、平成十五年をピークに減少傾向にあった。

また、刑法犯少年の再犯者(非行を犯した者であつて、当該非行の以前に非行を犯し、処分を受けたことのある者)数についても、減少傾向にあったが、刑法犯少年全体に占める再犯者率は、平成十八年に三〇%を超え、以降、三〇%前後で推移し、共犯率も二〇%から三〇%前後までの間で推移した。

(二) 総合的な非行防止対策及び児童虐待対策

ア 総合的な非行防止対策

県警察においては、少年の規範意識の向上及び社会との絆きずなの強化を図るため、非行少年を生まない社会、づくりの取組として、平成十五年に、非行や不登校等の様々な問題を抱える少年に対し農業体験活動等への参加を通じた「少年の居場所づくり活動」を開始するとともに、十七年からはロールプレイ方式(役割演技)で万引き現場を再現し、生徒自身に考えさせる「体験型万引き防止教室」を実施している。さらに、二十二年から、県内各警察署の少年柔道剣道教室参加者による「群馬県警察少年柔道剣道大会」を開催するなど少年の非行防止及び健全育成を図った。

イ 児童虐待対策

近年、保護者が監護する児童に対して暴行等を加える児童虐待は、検挙件数、相談件数共に増加傾向にあり、被害児童が死に至る事案も発生した。

県警察においては、各種警察活動を通じて児童虐待事案の早期把握に努めるとともに、児童虐待の疑いのある事案にあつては速やかに児童相談所等に通告するなど関係機関と緊密に連携したほか、厳正な捜査や被害児童の支援等児童の安全の確認及び確保を最優先とした対応の徹底を図るなど児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じた。

第二項 犯罪発生・検挙状況

一 サイバー犯罪の取締り

情報通信技術の急速な進展と共に、サイバー空間では次々と新たなサービスや技術が現れており、その利便性が向上している反面、これらを悪用したサイバー犯罪・サイバー攻撃の手法も日々新たなものが出現した。特に、情報通信技術や匿名性を悪用したサイバー犯罪の発生が深刻化し、インターネットオークションを利用した偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯、海賊版事犯等の著作権侵害事犯等知的財産権侵害事犯が増加傾向にあり、捜査範囲も全国へと拡

大した。

県警察においては、サイバー空間の脅威に的確に対処するため、部門横断的に総合的な対処能力の強化を図るとともに、平成二十三年四月、生活安全企画課にサイバー犯罪捜査室を新設し、サイバー犯罪の取締り及び被害拡大防止を強力に推進した。

二 少年の福祉を害する犯罪の取締り

少年の心身に有害な影響を与える犯罪である福祉犯は、時代の流れに伴つて質的に変化しており、本県においても、ファイル共有ソフト利用事犯を始めとした児童ポルノ事犯の検挙が増加するなど、極めて深刻な情勢にあつた。また、携帯電話の青少年への普及に伴い増加傾向にあつた出会い系サイト等コミュニケーションサイトに起因した福祉犯被害はフィルタリング普及促進等により減少傾向に転じたものの、近年のフィルタリング設定の複雑なスマートフォンとの普及に伴い、予断を許さない状況にあつた。

県警察においては、少年を取り巻く有害環境対策として、携帯電話販売店や保護者に対するフィルタリング設定の推奨等の働き掛けによる被害の未然防止対策やたばこ等有害な商品等の少年への供給を遮断する取締りを推進したのを始め、風営法違反、売春防止法違反、青少年健全育成条

例違反、児童売春・児童ポルノ禁止法違反等少年の健全な育成を阻害する福祉犯罪の恒常的な取締りを推進した。

三 生活経済事犯の取締り

(一) 経済関係事犯

全国的に、核家族化及び高齢化社会の進展に伴い、高齢者世帯を狙った悪質な利殖勧誘事犯を始め、訪問販売業者による特定商取引事犯や高金利で金銭を貸し付けるいわゆる「ヤミ金融業」による高金利事犯などが依然として横行した。また、平成二十三年以降、金融機関から口座を騙し取る口座開設詐欺や自らの金融機関口座をヤミ金融業者に譲り渡す事犯が急増するなど時代の変革とともに犯罪も新たな手口へと進化した。

県警察においては、犯罪収益移転防止法違反等の検挙を図るなど犯罪インフラ対策を推進した。

(二) 環境事犯

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）は、時代の変革に伴い、その都度改正が行われ、罰則の強化はもとより、廃棄物の適正処理、減量化、リサイクル化等の促進が図られたが、廃棄物の排出量は経済活動を反映して年々増加し、加えて、最終処分施設が逼迫したことなどから、不法投棄・不法焼却を招くこととなり、平成二十二年、

本県では廃棄物処理法違反の検挙がピークに達した。

県警察においては、平成二十三年四月、罰則強化を盛り込んだ同法の大幅改正により、監視・指導を強化するとともに、積極的な取締りを実施し、組織的かつ広域的に行われる悪質な廃棄物不法投棄事件等の未然防止及び検挙活動を推進した。

四 風俗関係事犯の取締り

県内の繁華街・歓楽街にあつては、中毛地区、西毛地区及び東毛地区を中心として、接待飲食等営業所や店舗型性風俗特殊営業所が林立し、一部では無許可・無届営業等の違法営業が認められ、また、営業所関係者による悪質な引き行為が後を絶たず、良好な風俗環境が保全されているとは言えない状況であった。さらに、暴力団がこれらの営業所へ介入し、その収益を資金源としている実態がみられた。

県警察においては、伊勢崎市、太田市の繁華街のほか、前橋市、高崎市等都市部における悪質な店舗に対する重点的な違法行為の取締りを推進した。

五 主要検挙事件

平成十四年以降の主要検挙事件は、次のとおりである。
○ 出会い系サイト業者による電気通信事業法違反（届出

義務違反)事件(十五年検挙。全国初)

○ インターネットオークションを利用したカーナビゲーション販売代金名下の広域多額詐欺事件(十六年検挙)

○ インターネットオークションを利用したわいせつ图画販売及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益等に関する法律違反事件(十七年検挙)

○ ウィークリーマンションを拠点とした不正アクセス禁止法違反及びインターネットオークション詐欺事件(十八年検挙)

○ 伊香保温泉における外国人女性に係る売春・人身売買事件(十八年・二十一年検挙)

○ 桐生市内におけるブログの書き込みに端を発した少年による傷害致死事件(二十年検挙)

○ ビリヤード用品製造販売業者による象牙密輸入等に係る種の保存法、外為法及び関税法違反事件(二二



押収した証拠品の状況

十年検挙)

○ ファイル共有ソフト(eMule)利用の児童ポルノ公然陳列事件(二十二年検挙。県内初の適用事件)

○ 中国人グループによる大手オンラインショッピングサイト等に対する組織的なクレジットカード詐欺事件(二十二年検挙)

○ 中古自動車販売会社ジャフコジャパン株式会社等に係る詐欺及び金融商品取引法違反事件(二十三年検挙)

第三項 適切な行政指導の推進

一 警備業、古物・質屋営業、探偵業に対する指導監督
警備業は、交通誘導、雑踏警備、現金運搬、会社等の無人化に伴う機械警備、一般家庭のホームセキュリティ等の幅広い分野に進出し、特に機械警備の対象施設は年々増加した。古物営業は、リサイクルショップや中古自動車販売店の増加を反映して、その数は年々増加した。その反面、質屋営業は、消費者金融の台頭等により、その数は年々減少した。探偵業は、個人情報に密接に関わる業務であったが、何ら法的規制がなく、料金トラブル等契約に関する苦情や調査対象者の秘密を利用した恐喝事件、違法な手段による調査等が急増した。このため、業務の運営の適正を図り、個人の

権利利益の保護に資することを目的として、平成十九年六月、探偵業の業務の適正化に関する法律が施行され、公安委員会への届出制となった。

県警察においては、県民の権利義務に直接関わるこれらの営業に対して、適正な業務を確保するため、申請時における厳正な審査と立入検査による行政指導等を推進した。

二 風俗環境の浄化

風俗営業は、いずれの営業も年々減少した。性風俗関連特殊営業は、平成十八年の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正により新たな届出が必要となったため、いずれの営業も届出数が大幅に減少したが、十九年以降、無店舗型1号営業（派遣型ラッシュオンマッサージ）の届出数は年々増加した。本県では、同法施行条例により店舗型性風俗営業の営業場所を厳しく規制しているが、高崎市、太田市、伊勢崎市等において、店舗型2号営業（個室マッサージ・エヌデ）の違法営業が増加した。

県警察においては、こうした風俗環境を浄化するため、違法店舗の取締りや立入検査による行政指導等を推進した。

三 銃砲、火薬類及び危険物の適正な許認可と指導監督

県内の猟銃等所持許可者数、散弾銃、ライフル銃及び空気銃の許可丁数は、年々減少した。

県警察においては、猟銃等による事件・事故を防止するため、狩猟解禁日に一斉検問を実施するなど猟銃所持者に対する指導・啓発活動を推進した。また、火薬類及び危険物については、取扱場所に対する立入検査を推進し、テロ事件等を使用されるおそれのある火薬類や危険物等の保管管理の徹底について指導監督を行った。

第四章 地域部

第一節 組織等の変遷

一 地域課地域指導室の設置

平成十八年四月、地域警察官に対する指導体制を強化するとともに、「群馬県警察における精強な第一線警察構築のための総合プラン」に基づく施策を実践するため、地域課に地域指導室を附置した。（二十二年三月廃止）

二 地域課通信指令室の設置

平成十八年四月、生活安全部に附置していた通信指令課を通信指令室として地域課の附置機関とした。

三 通信指令課の設置

平成二十一年四月、複雑・多様化する警察事象により迅速・的確に対応し得る初動体制を確立するため、地域課に附置していた通信指令室を昇格させ、通信指令課を設置した。

四 地域部の設置

平成二十二年四月、複雑・多様化する警察事象により迅速・的確に対応し得る初動体制を確立するため、生活安全部から地域警察部門を独立させ、地域部を設置した。

五 機動警ら隊の設置

平成二十二年四月、重大事案、急訴事案等に対する初動対応及び職質検挙活動の実動部隊として、機動警ら隊を設置した。

六 地域部歴代の部長、課長等

歴代地域部長

階級	氏名	就任期間
警視	伊勢川 好	自平成二二・四・一 至平成二三・三・八
〃	小倉 正美	自平成二三・三・九 至平成二四・三・一四

							警 視	階 級
							氏 名	
高岸哲	林弘	木村光雄	大田部英次	梅澤孝男	中里隆一	岡正雄	峰岸正男	
至平成二二・三・八	自平成二一・三・九	至平成二〇・七・二四	自平成二〇・七・二九	至平成一九・三・二八	自平成一九・三・二六	至平成一八・三・二五	至平成一五・三・二七	

歴代地域課長

〃	小山明治	至平成二四・三・二五
---	------	------------

						警 視	階 級
						氏 名	
関松男	大平修	近藤清	梅澤孝男	市村正治	落合謙治	梅澤孝男	
至平成二四・三・二四	自平成二三・三・九	至平成二三・三・八	自平成二二・四・一	至平成二一・三・一六	自平成二〇・三・一七	自平成一九・三・一七	自平成一八・三・一七

歴代通信指令課長

〃	〃	
池田桂吾	大平修	至平成二三・八・一
至平成二三・七・三一	自平成二三・三・九	

〃	篠崎清朗	自平成二四・三・一五 至
---	------	-----------------

歴代機動警ら隊長

階級	氏名	就任期間
警視	関松男	自平成二二・四・一 至平成二三・三・八
〃	久保好美	自平成二三・三・九 至平成二四・三・一四
〃	山岸重幸	自平成二四・三・一五 至

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 市民生活に密着した活動

一 交番・駐在所の活動

交番、駐在所等において勤務する地域警察官は、管内住

民の日常生活の場に拠点を置いて昼夜を問わず活動し、地域住民の安全と安心のよりどころとして、住民の身近な不安を解消する機能を果たした。具体的には、各家庭等を訪問して管内住民が不安に感じている問題等を把握する巡回連絡及びその問題等の解決を図るための活動、パトロール、交通指導取締り、少年補導、各種警察安全相談の受理及びその対応等の様々な業務を行った。

二 パトロール、立番等

平成十五年から二年連続して刑法犯認知件数が四万件を超えるなど県民の体感治安が悪化したことに伴い、県警察においては、「治安を回復するための街頭活動強化指針」を掲げ、パトロールや立番等の街頭活動を強化し、警戒力及び犯罪抑止力の向上に努めた。その結果、二十三年の刑法犯認知件数は二万件余りとなり十六年から半減した。

三 巡回連絡等による地域住民と連携した活動

交番、駐在所等では、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な意見、要望等を把握するため、家庭や事業所等に対する巡回連絡の実施を徹底したほか、犯罪の予防及び災害・事故の未然防止に資する情報提供を行うため、ミニ広報紙を始めとした各種広報媒体を活用して地域

住民に対する情報発信活動を推進した。また、交番、駐在所等が、生活安全センターとして地域の安全と平穩を確保するためには地域住民等の意見、要望等の的確な把握が前提であることから、交番・駐在所等連絡協議会を通じた地域住民等との検討及び協議を効果的に推進した。

第二項 各種事故防止対策の推進

一 雑踏事故防止対策

花火大会、初詣等の大規模雑踏警備に当たっては、平成十三年七月に兵庫県明石市で発生した雑踏事故に対する反省・教訓を基に、本県の各種行事における雑踏事故の絶無を期するため、警察本部地域課に雑踏警備実施指導官を置き、主催者に対する事前指導を徹底するとともに、関係機関と連携した実地調査等の必要な事故防止対策を講じ、雑踏事故の未然防止を図った。

二 山岳遭難防止対策

中高年の登山ブームを背景に、山岳遭難件数は年々増加傾向にあったことから、平成十五年に県内十警察署の警察官で編成する群馬県警察山岳捜索救助隊を、二十三年に妙義山警備隊を発足させた。両隊の発足により、谷川岳警

備隊と共に、県内の広範囲な山岳エリアにおける捜索救助活動が可能となり、県警航空隊や関係機関・団体等と連携の上、山岳捜索救助活動を推進した。

第三項 航空隊の活動

航空隊は、この十年間で山岳遭難等において七十七人を救助したほか、各種犯罪の初動捜査等多岐にわたって活動し、出動回数は四千四百六十一回、飛行時間は四千六百八時間に及んだ。平成二十年、旧型機に替わり性能が向上したアグスタ式ヘリコプターが運用開始となり、要救助者を吊り上げるためのホイストの能力や災害時等にリアルタイムでの映像送信を行うヘリコプターテレビシステムの能力等が飛躍的に向上し、従来は困難であった捜索・救助活動等が可能となった。

第四項 鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、上越新幹線、長野新幹線及び在来線十四路線の計十六路線において列車警乗を行い、列車内における犯罪の予防検挙活動を行った。また、鉄道施設及びその周辺における警戒、警ら活動等を通して、鉄道利用者の安

全と公共の秩序の維持に努めた。

第五項 通信指令関係

一 一一〇番通報

県警察では、この十年間で約百四十八万件の一一〇番通報を受理した。これを平均すると一日に四百七件、三分三十秒に一回の割合で受理したことになる。また、平成十六年六月から、携帯電話やパソコンのインターネット機能からも通報可能なメール一一〇番の運用を開始し、聴覚障害者等からの通報受理が可能となった。

二 初動警察活動の強化

携帯電話の普及により、平成十四年には全国の一一〇番受理件数のうち携帯電話等の移動電話からの通報が五割を超え、移動中の通報である場合は、通報者の位置特定が困難となるケースもあつたことから、十五年八月から、携帯電話で一一〇番通報した際に、音声通話と同時に位置情報が通知される位置情報通知システムの運用を開始した。また、二十三年十二月から、地域警察デジタル無線システムを導入し、警察官の位置情報の取得による早期現場対応等システムの高度化を図つた。加えて、それまで警部の階級にあ

つた通信指令官を警視の階級に振り替えるなど通信指令業務における一元的指揮運用と人的基盤の強化を図つた。

第六項 機動警ら隊の活動

犯罪の検挙及び初動対応の充実強化を目的として、平成二十二年四月、機動警ら隊を新設し、本部江田町庁舎に本隊を、太田警察署に東毛分駐隊を配置し、県下全域での展開を可能とする体制を整えた。そして、警ら用無線自動車により、その機動力、通信設備及び各種装備資機材を有効に活用し、職務質問による被疑者の検挙、機動警ら・警戒活動による事件・事故等の予防及び危険の防止並びに一一〇番通報その他の緊急通報及び緊急配備等に係る事件等に対する初動警察活動を任務として活動した。

第五章 刑事部

第一節 組織等の変遷

一 捜査第一課機動捜査隊の設置

平成十四年四月、刑事部に附置していた機動捜査隊を捜査第一課の附置機関とした。

二 刑事企画課への改称

平成十五年四月、刑事総務課を刑事企画課に改称した。

三 刑事企画課盗犯対策室の設置

平成十五年四月、国際化及び組織化が進展し、治安情勢悪化の大きな要因となっている窃盗犯罪に対応するため、刑事企画課に盗犯対策室を附置した。

四 刑事企画課機動捜査隊への移管

平成十六年四月、初動捜査体制の強化を図るため、捜査第一課に附置していた機動捜査隊を刑事企画課に移管し

た。

五 組織犯罪対策第一課の設置

平成十六年四月、国際・組織犯罪に係る情報を集約し、及び一元化し、戦略的な取締りの調整等総合的な対策を推進するため、刑事企画課に附置していた国際捜査室及び盗犯対策室を再編し、組織犯罪対策第一課を設置した。

六 組織犯罪対策第二課の設置

平成十六年四月、銃器・薬物犯罪に共通して介在する暴力団組織に対する一元的な取締体制を確立し、暴力団犯罪の防圧及び検挙を図るため、銃器・薬物犯罪の取締りに関する事務を生活安全部から刑事部に移管するとともに、刑事部暴力団対策課及び生活安全部銃器薬物対策課を再編し、組織犯罪対策第二課を設置するとともに、同課に暴力団対策室及び銃器薬物対策室（十七年三月廃止）を附置した。

七 捜査第三課の設置

平成十七年四月、県警察の盗犯対策の中核として、増加する窃盗犯の検挙対策を強力に推進するため、組織犯罪対策第一課に附置していた盗犯対策室を昇格させ、捜査第三課を設置した。

八 組織犯罪対策第一課暴力団対策室への移管

平成十七年四月、組織犯罪対策第二課に附置していた暴力団対策室を組織犯罪対策第一課に移管した。(十八年三月廃止)

九 機動捜査隊の設置

平成十八年四月、常時警戒体制及び緊急重要事件に対する迅速かつ的確な初動捜査体制を確立するため、刑事企画課に附置していた機動捜査隊を昇格させ、刑事部の附置機関とした。

十 捜査第二課広域知能犯捜査室の設置

平成十八年四月、振り込め詐欺等県民の身近な知能犯罪を摘発する専従体制を確立するため、捜査第二課に広域知能犯捜査室を附置した。(二十一年三月廃止)

十一 捜査第一課国際捜査室への移管

平成十八年四月、外国人による強行犯捜査の体制を強化するため、組織犯罪対策第一課に附置していた国際捜査室を捜査第一課に移管した。

十二 刑事企画課国際捜査室への移管

平成二十年四月、国際犯罪に組織を挙げて的確に対応するため、捜査第一課に附置していた国際捜査室を刑事企画課に移管した。(二十二年三月廃止)

十三 捜査第二課振り込め詐欺特別捜査室の設置

平成二十一年四月、悪質・巧妙化する振り込め詐欺に対する専従捜査体制を確立するため、捜査第二課に振り込め詐欺特別捜査室を附置した。

十四 刑事企画課犯罪捜査支援室の設置

平成二十二年四月、犯罪情報の集約・分析等捜査現場に対する捜査支援体制の充実・強化及び業務の効率運用を図るため、刑事企画課に犯罪捜査支援室を附置した。

十五 組織犯罪対策第一課犯罪グローバル化対策室の設置

平成二十二年四月、組織犯罪対策の更なる推進強化を図るとともに、犯罪のグローバル化に的確に対応するため、組織犯罪対策第一課に犯罪グローバル化対策室を附置した。

十六 捜査第一課検視官室の設置

平成二十三年三月、一層緻密かつ適正な死体取扱業務を推進するため、捜査第一課に検視官室を附置した。

十七 刑事部歴代の部長、課長等

歴代刑事部長

階級	氏名	就任期間
警視正	津久井 信次	自平成一三・三・二三 至平成一五・三・一三
〃	宮崎 孝	自平成一五・三・一四 至平成一六・三・一七
〃	諸橋 功	自平成一六・三・一八 至平成一七・三・一六
〃	林 政人	自平成一七・三・一七 至平成一九・三・一三

歴代組織犯罪対策統括官

平成一八年三月までは国際組織犯罪対策統括官

階級	氏名	就任期間
警視	阿部 清	自平成一九・三・一四 至平成二〇・三・一八
〃	松田 忠夫	自平成二〇・三・一九 至平成二一・三・一八
〃	藤原 重紀	自平成二一・三・一九 至平成二二・三・一七
〃	糸井 義一	自平成二二・三・一八 至平成二四・三・一四
〃	正田 一男	自平成二四・三・一五 至

階級	氏名	就任期間
警視	高林 弘	自平成一六・四・一 至平成一八・三・一五
〃	藤原 重紀	自平成一八・三・一六 至平成一九・三・一三
〃	森本 哲	自平成一九・三・一四 至平成二〇・三・一八
〃	猪熊 政和	自平成二〇・三・一九 至平成二一・三・一八

警視	階級	氏名	就任期間
高林弘	五十嵐甫	氏名	自平成一五・四・一 至平成一六・三・三一

歴代国際・組織犯罪担当参事官

警視	階級	氏名	就任期間
五十嵐甫	氏名	氏名	自平成一四・三・二〇 至平成一五・三・三一

国際捜査担当参事官

警視	階級	氏名	就任期間	
関松男	高草木正司	岩崎國臣	廣田佳行	自平成二一・三・一九 至平成二二・三・二七
自平成二四・三・一五	自平成二四・三・一四	自平成二三・三・九	自平成二二・三・一八	

警視	階級	氏名	就任期間	
五十嵐甫	氏名	氏名	自平成一三・四・一 至平成一六・三・二七	
空井宏行	空井宏行	戸塚幸雄	田島美徳	自平成一九・三・一四 至平成一九・三・一七
廣田佳行	廣田佳行	宮下直樹	佐藤守	自平成二〇・三・一九 至平成二一・三・一八
羽鳥信之	羽鳥信之	佐藤守	佐藤守	自平成二一・三・一九 至平成二二・三・一七
松本勝彦	松本勝彦	佐藤守	佐藤守	自平成二二・三・一八 至平成二三・三・一八
自平成二四・三・一五	自平成二四・三・一四	自平成二三・三・九	自平成二二・三・一八	

歴代刑事企画課長(平成二五年三月迄)刑事総務課長

歴代捜査第一課長

警視	階級
高林弘	氏名
松田忠夫	氏名
黒田操	氏名
飯塚正雄	氏名
廣田佳行	氏名
猪野和正	氏名
伊勢川好	氏名
小倉正美	氏名
金田貴	氏名
鬼形克己	氏名
至 自平成二四・三・一五	就任期間
自平成二四・三・一四	
自平成二三・三・一八	
自平成二三・三・一八	
自平成二二・三・一七	
自平成二二・三・一七	
自平成二一・三・一八	
自平成二一・三・一八	
自平成二〇・三・一八	
自平成一九・三・一四	
自平成一九・三・一三	
自平成一九・三・一三	
自平成一八・三・一六	
自平成一八・三・一五	
自平成一七・三・一七	
自平成一七・三・一六	
自平成一五・三・一四	
自平成一五・三・一三	

歴代捜査第二課長

警視	階級
半田新一朗	氏名
金高弘典	氏名
戸塚幸雄	氏名
宮下直樹	氏名
戸塚幸雄	氏名
戸塚幸雄	氏名
宮下直樹	氏名
戸塚幸雄	氏名
戸塚幸雄	氏名
金高弘典	氏名
須藤優	氏名
至 自平成二四・三・一五	就任期間
自平成二四・三・一四	
自平成二二・三・一八	
自平成二二・三・一七	
自平成二〇・三・一七	
自平成一九・三・一七	
自平成一九・三・一七	
自平成一九・三・一七	
自平成一八・三・一七	
自平成一八・三・一七	
自平成一八・三・一七	
自平成一七・三・一七	
自平成一七・三・一七	
自平成一六・三・一七	
自平成一六・三・一七	
自平成一四・三・一五	
自平成一四・三・一五	

歴代捜査第三課長

階級	氏名	就任期間
警視	飯塚正雄	自平成二七・四・一 至平成一八・三・二五
中條貞夫	中條貞夫	自平成一八・三・二六 至平成一九・三・三
小倉正美	小倉正美	自平成一九・三・四 至平成二〇・三・八
小林政夫	小林政夫	自平成二〇・三・九 至平成二一・三・八
神尾雅敬	神尾雅敬	自平成二一・三・九 至平成二二・三・七
茂木守一	茂木守一	自平成二二・三・八 至平成二三・三・八
井上和利	井上和利	自平成二三・三・九 至平成二四・三・四
新井勘一	新井勘一	自平成二四・三・五 至平成二五・三・一五

歴代暴力団対策課長

階級	氏名	就任期間
警視	田島美德	自平成一四・三・二〇 至平成一五・三・三
森本哲	森本哲	自平成一五・三・四 至平成一六・三・三一

歴代組織犯罪対策第一課長

階級	氏名	就任期間
警視	黒田操	自平成一六・四・一 至平成一七・三・一六
猪熊政和	猪熊政和	自平成一七・三・一七 至平成一九・三・三
小林哲雄	小林哲雄	自平成一九・三・四 至平成二一・三・八
小崎國臣	小崎國臣	自平成二一・三・九 至平成二二・三・七
岩崎秀幸	岩崎秀幸	自平成二二・三・八 至平成二四・三・四
田中秀幸	田中秀幸	自平成二四・三・五 至平成二五・三・一五
神尾雅敬	神尾雅敬	至平成二五・三・一五

歴代組織犯罪対策第二課長

							警視	階級
前原哲也	鬼形克己	上原健司	木内俊郎	小山明治	岩崎國臣	唐澤嘉六	森本哲	氏名
至 自平成二四・三・二五	自平成二四・三・二四	自平成二三・三・二八	自平成二二・三・二七	自平成二一・三・二九	自平成二〇・三・二八	自平成一九・三・二七	自平成一七・三・二六	就任期間

歴代鑑識科学センター長

				警視	階級
宮澤豊	猪野和正	廣田佳行	猪熊政和	藤原重紀	氏名
至平成二一・三・一八	自平成二〇・三・一八	自平成一九・三・一四	自平成一七・三・一七	自平成一五・三・一三	就任期間

歴代鑑識課長

		警視	階級
宮下直樹	鈴木朗	小山明治	氏名
至 自平成二四・三・一五	自平成二四・三・一四	自平成二三・三・一八	就任期間

歴代機動捜査隊長

警視	階級	氏名	就任期間
〃 〃 〃 〃			
猪野和正		猪野和正	至平成一九・四・三 自平成一九・三・一
高橋千明		高橋千明	至平成二〇・三・八 自平成二〇・二・四
山田隆史		山田隆史	至平成二一・三・九 自平成二一・二・八
松本勝彦		松本勝彦	至平成二二・三・七 自平成二二・二・九
鬼形克己		鬼形克己	至平成二三・三・八 自平成二三・二・八

〃 〃 〃 〃			
瀬間靖之		瀬間靖之	至平成二二・三・七 自平成二二・二・九
石川和雄		石川和雄	至平成二三・三・八 自平成二三・二・八
松本勝彦		松本勝彦	至平成二四・三・九 自平成二四・二・九
井上和利		井上和利	至平成二四・三・五 自平成二四・二・四

歴代科学捜査研究所長

警視	技術職員	事務職員	警視	技術吏員	階級	氏名	就任期間
〃			〃				
猪野和正		森 栄一	猪野和正	角田隆則		角田隆則	至平成一九・三・八 自平成一九・二・四
入間川 勲		高木 秀昭	入間川 勲	角田隆則		角田隆則	至平成一九・三・七 自平成一九・二・三
五十嵐 善一		高木 秀昭	五十嵐 善一	角田隆則		角田隆則	至平成二一・三・八 自平成二一・二・八
中島 寿人		高木 秀昭	中島 寿人	角田隆則		角田隆則	至平成二二・三・九 自平成二二・二・八

〃	〃		
前原 哲也		前原 哲也	至平成二三・三・九 自平成二三・二・四
原田 亘		原田 亘	至平成二四・三・五 自平成二四・二・四

〃	小島 一夫
至	自平成二四・三・一五

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 犯罪情勢の推移

平成十四年からの刑法犯認知件数は、十五年に戦後統計史上初めて四万件台を記録し、翌十六年には、四万二万件台に達し最多を記録した。しかし、十七年以降、七年連続で減少し、二十三年は二万九百八十一件と十六年の四九・二％までに減少した。検挙件数は、十四年から十六年まで増加し、一万四千件台を記録したが、十七年からは一万件台でほぼ横ばいとなり、二十三年は一万件台を下回った。検挙率は、十四年に二四・九％であったが、その後増加傾向となり、二十三年は四三・四％にまで増加した。その状況は、別表刑法犯認知・検挙状況のとおりである。

罪種別認知・検挙状況

(一) 凶悪犯(殺人・強盗・放火・強姦^{かん})

凶悪犯の認知件数は、平成十四年に百八十八件であったが、十五年から二年連続して二百件を超えた。十七年以降は減少傾向にあり、百件台で推移し、二十二年からは百件未満にまで減少し、二十三年には八十六件となった。検挙率は、十四年の六〇％台から十七年の八二・二％までの間は増加傾向にあったが、十八年には六〇・一％まで低下した。しかし、十九年以降は再度増加傾向に転じ、二十一年以降は九〇％台を維持した。

(二) 粗暴犯(暴行・傷害・脅迫・恐喝)

粗暴犯の認知件数は、平成十二年以降、増加傾向にあり、平成十四年から十六年までの間に七百件台から千件台にまで増加したが、十七年には減少に転じ、以後二十一年までは七百件台から八百件台で推移した。しかし、二十二年に再び千百件台に増加し、二十三年には千二百件台にまで達した。検挙率は、十六年に四三・三％まで低下したが、十五年以降は増加傾向にあり、二十二年以降は八〇％台を維持した。

(三) 窃盗犯

窃盗犯の認知件数は、平成十四年から三万件台となり、十六年には三万三千百十八件を記録した。その後は減少傾向にあり、二十一年以降は、二万件台を割り込み、二十三年は一万五千八百八十九件であった。全刑法犯に占める窃

盗犯の割合は高く、十四年の八二・八%を最高に毎年七四%以上を占めた。検挙率は、十四年から二十二年までは二二・五%から四六・二%までと増加傾向にあったが、二十三年には三九・〇%に低下した。

(四) 知能犯(詐欺・横領・汚職・背任・偽造)

知能犯の認知件数は、平成十六年の千八百件台をピークに以降減少し、二十三年には七百五十件であった。検挙率は、十六年に最低の三八・九%を記録したが、以降増加傾向にあり、二十一年には九八・四%まで増加した。しかし、二十二年に再び減少に転じ、二十三年は八八・八%であった。

このうち、平成十五年から発生し始めた振り込め詐欺の認知件数は、十六年に最高の四百二十五件を記録し、二十三年には七十八件まで減少したが、金融商品等の取引を騙る振り込め詐欺以外の特殊詐欺が出現し始めた。被害額は、十六年に約四億六千万円であったが、二十三年には振り込め詐欺以外の特殊詐欺を含め約一億四千万円まで減少した。

(五) 風俗犯(賭博・わいせつ)

風俗犯の認知件数は、平成十七年の百九十七件以降減少し、二十年には八十三件と百件を割り込んだ。しかし、二十一年以降は増加に転じ、二十二年には再び百件を超え、

二十三年は百十九件となった。検挙率は、十五年に四〇%台に低下したものの、以降は増減を繰り返し、二十三年には八七・四%にまで増加した。

(六) 大規模事故

平成二十一年三月、渋川市北橘町の老人等入所施設「静養ホームたまゆら」において、入所者十一人(死者十人、負傷者一人)が死傷する建物火災が発生した。同施設は、いわゆる「無届施設」であり、防災対策を講じていない上に素人工事で増改築を重ねるなど、さまざまな施設管理が発覚した一方で、行き場のない生活保護受給者を入居させていた実態も明らかになり、社会の耳目を集めた。

別表 刑法犯発生・検挙状況

区分	年次	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
認知件数		39,803	40,753	42,643	35,453	32,060	27,769	26,730	24,110	22,211	20,981
	凶悪犯	188	209	206	146	148	132	119	123	99	86
	粗暴犯	782	802	1078	866	799	819	768	810	1151	1260
	窃盗犯	32,938	32,867	33,118	27,124	24,647	21,038	20,367	18,238	16,890	15,889
	知能犯	1034	1182	1834	1601	1453	1256	1,190	1021	839	750
	風俗犯	167	168	147	197	138	121	83	99	137	119
検挙件数		9,909	10,054	14,067	11,052	10,829	10,472	10,522	11,370	11,078	9,100
	凶悪犯	120	127	149	120	89	104	95	112	90	79
	粗暴犯	478	512	467	466	430	486	572	594	932	1103
	窃盗犯	7,426	7,434	11,295	8,074	8,412	7,855	7,957	8,408	7,795	6,203
	知能犯	765	847	714	1063	804	790	748	1,005	817	666
	風俗犯	92	71	69	120	78	75	61	68	111	104
検 挙 率		24.9%	24.7%	33.0%	31.2%	33.8%	37.7%	39.4%	47.2%	49.9%	43.4%
	凶悪犯	63.8%	60.8%	72.3%	82.2%	60.1%	78.8%	79.8%	91.1%	90.9%	91.9%
	粗暴犯	61.1%	63.8%	43.3%	53.8%	53.8%	59.3%	74.5%	73.3%	81.0%	87.5%
	窃盗犯	22.5%	22.6%	34.1%	29.8%	34.1%	37.3%	39.1%	46.1%	46.2%	39.0%
	知能犯	74.0%	71.7%	38.9%	66.4%	55.3%	62.9%	62.9%	98.4%	97.4%	88.8%
	風俗犯	55.1%	42.3%	46.9%	60.9%	56.5%	62.0%	73.5%	68.7%	81.0%	87.4%

第二項 暴力団総合対策の推進

一 暴力団のすう勢

県内の暴力団勢力は、長らく稲川会、松葉会及び住吉会の三団体が中心となっていたが、平成十三年八月、県内で活動する稲川会傘下組織組員が、東京都内の斎場において住吉会幹部を射殺する事件を起こしたため、この責任を取り、同稲川会傘下組織は消滅した。ところが、十五年二月、住吉会傘下組織幹部らは、この報復として消滅した元稲川会傘下組織幹部を狙い、前橋市三俣町地内のスナックにおいて、一般市民三人を巻き添えに合計四人を射殺するという、いわゆる「前橋市三俣町けん銃使用殺人事件」を引き起こした。また、この稲川会傘下組織の消滅に呼応し、全国で最大勢力を誇る山口組が本県に進出し、十三年は約六十人であった山口組勢力が翌十四年には約百六十人となるなど急激に拡大した。山口組の進出により、県内の暴力団勢力の均衡が崩れ、縄張内の利権に絡んだ勢力争い等から対立抗争の危険をはらむ情勢となった。このような情勢の下、十七年九月、山口組傘下組織幹部らによる稲川会傘下組織幹部射殺事件が発生し、さらに、同年十月、「稲川会傘下組織幹部らによる山口組傘下組織幹部射殺事件」が発生するなど山口組対稲川会の対立抗争となった。

これら稲川会、住吉会及び山口組が関係した抗争後、県内の主要な暴力団勢力は山口組が勢力を維持し続け、松葉会を含む四大勢力がひしめき合う情勢となった。

二 暴力団の取締り状況

暴力団構成員等検挙人員は、平成十五年の三百五十八人を最少に、最大四百六十七人までの間で推移した。

犯罪態様では、薬物事犯の占める割合が高く、伝統的な資金獲得犯罪である恐喝が減少したものの、窃盗が増加するなど、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）の改正や群馬県暴力団排除条例の施行により、暴力団の資金獲得活動に変化が認められた。

三 暴力団対策法の運用

暴力団の伝統的な資金源であるみかじめ料等暴力的要求行為に対して措置命令を発出するなど資金源活動の封圧について強力に取り組んだ。

暴力団対策法による中止命令等措置命令発出件数は、平成十四年から二十三年までで二百五十八件であった。

四 群馬県暴力団排除条例の適用

地方公共団体、住民及び事業者等が連携・協力して暴力

団排除に取り組む旨を定め、暴力団排除に関する基本的な施策、青少年に対する暴力団からの悪影響排除のための措置、暴力団の利益になるような行為の禁止等を主な内容とする暴力団排除に関する条例の制定が全国的に進み、平成二十三年十月までに全都道府県で施行された。本県においても、二十二年十月、「群馬県暴力団排除条例」を公布し、二十三年四月に施行となった。

これまでに、同条例に基づく金品等の供与の禁止等により、群馬県公安委員会勧告を三件実施した。

五 暴力団排除活動の推進

(一) 前橋市三俣町三町暴力追放連絡協議会の設立
平成十六年一月、三俣町自治会による「前橋市三俣町けん銃使用殺人事件」の再発防止等暴力団排除を目的とした地域暴力団排除組織「前橋市三俣町三町暴力追放連絡協議会」の設立について支援を行った。

(二) 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターの設立

平成二十二年九月、暴力団対策法に基づく都道府県暴力追放運動推進センターとしての指定を受け活動していた財団法人群馬県暴力追放県民会議は、公益法人改革関連三法の施行に伴い、県から公益財団法人の移行認定を受

け、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターとなつた。

(三) 群馬県暴力追放県民大会の開催

平成二十三年五月、群馬県暴力団排除条例の周知徹底や暴力団排除気運の醸成を図るべく、前橋市民文化会館において、約千二百人が参加した「平成二十三年度群馬県暴力団追放県民大会」を開催した。

第三項 薬物・銃器対策の推進

一 薬物事犯の取締り状況

覚醒剤等薬物事犯は、外国人密売組織の台頭や薬物乱用者の低年齢化による平成九年当時の覚醒剤乱用期が未だ終息していないとして、国において、十五年七月、「薬物乱用防止新五箇年戦略」等を策定し、青少年による薬物乱用の根絶、薬物密売組織の壊滅等の諸対策を推進した。

警察庁においても、平成二十二年十一月、「薬物対策重点強化プラン」を策定し、重点の一つにサイバー空間からの薬物密売事犯の根絶を掲げた。

県警察においては、薬物乱用防止啓発活動を推進するとともに、末端薬物乱用者の検挙を図ったほか、外国人や暴力団関係者による組織的薬物密売事件、インターネットを

利用した同密売事件等を検挙した。

県内の検挙人員は、平成十八年まで減少傾向を示すも、十九年以降は特に大きな変動はなく、二百二十人から二百五十人台で推移した。

二 銃器事犯の取締り状況

平成十四年から二十三年までの間、全国における銃器発砲件数及び拳銃押収丁数は共に減少傾向で推移した。

県内の銃器発砲件数は、平成十四年の七件が最も多く、十五年以降は減少傾向を示し、年間一件から六件の発生で推移した。拳銃押収丁数は、十四年以降、増加傾向を示すも、十六年の二十四丁をピークに九丁から二十丁で推移した。

また、拳銃情報の提供を目的として平成二十年五月に導入された拳銃二一〇番報奨制度を活用し、情報提供を積極的に呼び掛けるとともに、暴力団関係者による拳銃所持事件等を検挙した。

第四項 来日外国人犯罪対策の推進

来日外国人検挙状況

本県における平成十四年の来日外国人犯罪の検挙人員

は四百五十一人で、国籍別ではブラジル、中国、フィリピン、ペルー及びベトナムの五か国の合計が、全体の約四七%を占めた。十五年以降は、減少傾向を示し、二十三年の検挙人員は二百五十二人で、国籍別では同じくブラジル、中国、フィリピン、ペルー及びベトナムの五か国の合計が全体の約八〇%を占め、寡占化が顕著であった。

第五項 犯罪鑑識活動

犯罪鑑識活動は、「証拠の宝庫」たる犯罪現場から、犯人の割り出し、犯行状況等の解明につながる客観的証拠を収集確保する重要な役割を担っている。このため、平成十四年以降、警察犬の更なる効果的運用や指掌紋自動識別システム、現場痕跡画像検査装置及び被疑者写真照会業務の更なる高度化等各種鑑定資器材を更新・整備するなど科学捜査力の充実強化と効果的な運用を図った。

一 警察犬の活動

警察犬は、優れた嗅覚力を持つ犬の特性を生かして犯罪捜査に従事しているほか、行方不明者の捜索等に活用している。警察犬の出動は、高齢化社会の進展に伴い、認知症高齢者の未帰宅事案等行方不明者に係る出動が年々増加す

るなど、平成二十一年から急増し、十四年から二十三年までの十年間で三千三百二十二件であった。このうち百六十五件に被疑者や行方不明者の発見等効果的事例があった。

二 捜査用似顔絵の活用

捜査用の似顔絵は、現場で短時間のうちに作成でき、捜査の初期段階から活用できることから、極めて有効な捜査手法である。本県では昭和五十四年から活用を開始し、技術の不断の向上を図るため、五十九年からは毎年捜査用似顔絵講習会を開催している。平成十四年から二十三年までの十年間で二千九百九十件の似顔絵を作成し、このうち百六十二件に被疑者の特定等効果的事例があった。

三 指掌紋鑑識

指掌紋鑑識は、「万人不同」及び「終生不変」という指掌紋の二大特性を生かして犯人等の割り出しを行うものである。平成十一年八月から導入したライブスキャナ(指掌紋自動押なつ装置)は、十九年一月に機器更新し、また、十一年十月から運用を開始した群馬県警察指掌紋情報管理システムは、十六年十月と二十一年十月に機器更新を行った。鑑定件数は、十四年から二十三年までの十年間で八万八千三百三件に及び、このうち七千二件について被疑者等を確認

した。

四 足痕跡鑑識

足痕跡の鑑定は、平成十年の現場痕跡画像検索装置の導入以降、足痕跡鑑識のデータベースが更に充実し、十四年から二十三年までの十年間で五万四千一百一十一件に及び、このうち五千九百三十件について被疑者等を確認した。

五 写真鑑識

平成二十一年一月に、被疑者写真照会業務が高度化され、被疑者の割り出し等において効率的な活用が可能となった。さらに、二十一年四月に、ビデオ画像処理装置を機器更新し、防犯カメラで記録された犯人の行動や顔貌、車両ナンバー等を鮮明化することにより、十四年から二十三年までの十年間で三千八百八十九件を処理し、このうち二百四十四件に効果的事例があった。

六 鑑定の高度化

巧妙化する犯罪手口により従来の捜査手法では犯人の特定等が困難となる中、早期被疑者検挙に向け、高機能化された各種鑑定機材を導入し、鑑定の高度化を図った。

さらに、県警察においては、平成四年に導入されたDNA型鑑定の更なる効果的活用を図り、増加する犯罪に対応

するため、二十二年四月、新築したDNA型鑑定棟における運用を開始し、迅速な鑑定を行うとともに、データベースを充実させ、未解決事件の被疑者検挙や余罪事件の把握に貢献した。

第六項 主要事件検挙等

平成十四年以降の主な事件検挙等は、次のとおりである。

- 前橋市富田町地内猟銃使用強盗・未成年者略取事件（十四年検挙）
- 赤城山中女子高生殺人・死体遺棄事件（十四年検挙）
- 渋川署管内リンチ殺人・死体遺棄事件（十四年検挙）
- 埼玉県・群馬県広域にわたるパチンコ店従業員殺人・死体遺棄事件（十五年検挙）
- 伊勢崎市八斗島町けん銃使用殺人事件（十五年発生）
- 大泉町けん銃使用殺人事件（十五年発生）
- 前橋市三俣町けん銃使用殺人事件（十六年検挙）
- 高崎市北久保町県営住宅女兒殺人事件（十六年検挙）
- 日進加工株式会社群馬工場爆発事故（十六年送致）
- 箕郷町けん銃使用殺人事件（十七年検挙）
- 前橋市大手町強盗殺人・死体遺棄事件（十七年検挙）

- けん銃使用暴力団組長殺人事件（十七年検挙）
- 埼玉県警察警察官による連続郵便局強盗事件（十八年検挙）
- 高崎市島野町内けん銃使用殺人事件（十九年検挙）
- 前橋市大手町会社経営者殺人・死体遺棄事件（十九年検挙）
- 屋外音楽パーティー（レイブ）会場における薬物乱用事件（二十年検挙）
- 牛臥山自然公園内殺人・死体遺棄事件（二十一年検挙）
- 前橋市六供町の会社経営者殺人・死体遺棄事件（二十二年検挙）
- 太田市小舞木町殺人事件代理処罰要請に基づく。ヘル
ー共和国国内における被疑者逮捕（二十二年代理処罰）
- 館林市嬰兒殺人・死体遺棄事件（二十三年検挙）
- 大間々町強盗殺人・同未遂事件（二十四年検挙）
- 前橋市千代田町地内スナックに対する拳銃発砲事件（二十四年検挙）

第六章 交通部

第一節 組織等の変遷

一 交通指導課暴走族対策室の設置

平成十四年四月、悪質・凶悪化する暴走族に対する強力な取締りを推進するため、交通指導課に暴走族対策室を附置した。(二十一年三月廃止)

二 交通指導課交通捜査指導室の設置

平成十七年四月、警察署における交通捜査活動の指導・教養及び支援の強化並びに適正捜査の徹底を図るため、交通指導課に交通捜査指導室を附置した。(二十年三月廃止)

三 交通反則通告センターの廃止

平成十八年三月、交通指導課に附置していた交通反則通告センターを廃止した。

四 運転免許課運転免許試験室の設置

平成十九年四月、交通部に附置していた運転免許試験課を運転免許試験室として運転免許課の附置機関とした。(二十三年三月廃止)

五 交通企画課交通安全対策室の設置

平成十九年四月、厳しい交通事故情勢に的確に対応し、総合的な交通事故防止対策を推進するため、交通企画課に交通安全対策室を附置した。

六 交通指導課交通捜査室の設置

平成二十年四月、放置違反金に係る車両の使用者の追跡調査、オービスに係る速度違反者の追跡捜査及び交通特殊事件、ひき逃げ事件等に係る事件捜査の一元的な検挙・取締体制を確立するため、交通指導課に交通捜査室を附置した。(二十二年三月廃止)

七 運転管理課の設置

平成二十三年三月、運転免許行政の一層の適正化及び運転者教育を強化するため、講習部門を含めた行政処分関係業務等を運転免許課から独立させ、運転管理課を設置した。

八 交通部歴代の部長、課長等

階級	氏名	就任期間
警視正	飯島 征三郎	自平成二二・三・二七 至平成二二・三・二七
〃	殿 木 健	自平成二一・五・一五 至平成二一・七・一六
〃	武 井 孝 一	自平成二一・七・一七 至平成二一・八・一五
〃	阿 部 清	自平成二一・八・一八 至平成二一・九・一三
〃	高 橋 吉 秋	自平成二一・九・一三 至平成二一・一〇・一四
〃	井 上 行 雄	自平成二一・一〇・一八 至平成二一・一〇・一七

〃	栗 原 孝 治	自平成二二・三・一八 至平成二二・三・一八
〃	林 弘	自平成二三・三・一四 至平成二四・三・一四
〃	木 村 光 雄	自平成二四・三・一五 至平成二四・三・一五

歴代交通企画課長

階級	氏名	就任期間
警視	細 谷 幹 雄	自平成一四・三・二〇 至平成一六・三・一七
〃	高 田 栄 治	自平成一六・三・一八 至平成一七・三・一六
〃	越 谷 一 義	自平成一七・三・一七 至平成一八・三・一五
〃	小 室 正 美	自平成一八・三・一六 至平成一九・三・一三
〃	富 沢 久 雄	自平成一九・三・一四 至平成二〇・三・一八
〃	栗 原 孝 治	自平成二〇・三・一九 至平成二一・三・一八

歴代交通指導課長

警視	階級	氏名	就任期間
〃	〃	〃	〃
岡正雄	氏名	岡正雄	自平成一四・三・二〇 至平成一五・三・一三
高田栄治	氏名	高田栄治	自平成一五・三・一四 至平成一六・三・一七
加藤政男	氏名	加藤政男	自平成一六・三・一八 至平成一七・三・一六
品田清	氏名	品田清	自平成一七・三・一七 至平成一八・三・一五
吉田三郎	氏名	吉田三郎	自平成一八・三・一六 至平成一九・三・一三

〃	〃	〃	〃
林弘	氏名	林弘	自平成二一・三・二九 至平成二二・三・二七
高橋千明	氏名	高橋千明	自平成二二・三・二八 至平成二三・三・一八
田端正好	氏名	田端正好	自平成二三・三・一九 至平成二四・三・一四
伝田弘二	氏名	伝田弘二	自平成二四・三・一五 至平成二四・三・一五

歴代交通規制課長

警視	階級	氏名	就任期間
〃	〃	〃	〃
市場忠一	氏名	市場忠一	自平成一四・三・二〇 至平成一五・三・一三
須藤哲次	氏名	須藤哲次	自平成一五・三・一四 至平成一六・三・一七

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
五谷重顕	氏名	五谷重顕	自平成一九・三・一四 至平成二〇・三・一八			
栗原孝治	氏名	栗原孝治	自平成二〇・三・一九 至平成二〇・四・一八			
狩野茂行	氏名	狩野茂行	自平成二〇・四・一九 至平成二一・三・一八			
関谷渡志雄	氏名	関谷渡志雄	自平成二一・三・一九 至平成二二・三・一七			
高橋雄司	氏名	高橋雄司	自平成二二・三・一八 至平成二三・三・一八			
伝田弘二	氏名	伝田弘二	自平成二三・三・一九 至平成二四・三・一四			
大澤盛夫	氏名	大澤盛夫	自平成二四・三・一五 至平成二四・三・一五			

歴代総合交通センター長（平成三年三月までは総合交通センター所長）

警視	階級
石澤恵博	氏名
杉田利幸	氏名
至平成一六・三・一七	就任期間
自平成一五・三・一四	
至平成一五・三・一三	
自平成一三・三・二三	

中嶋正浩	伊藤健一	鈴木木知広	栗原孝治	林弘	櫻井忠信	富沢久雄
至平成二二・三・二二	自平成二二・三・二一	自平成二二・三・二六	自平成二〇・七・三一	自平成二〇・七・二四	自平成二〇・四・九	自平成一八・三・二八
至平成二二・三・二五	自平成二二・三・二五	自平成二二・三・二五	自平成二〇・七・三〇	自平成二〇・七・二三	自平成二〇・四・八	自平成一八・三・二五

歴代運転免許課長

鈴木朗	中山弘	竹内誠一	小林哲雄	富沢久雄	高林弘	木村和雄	小室正美	山田俊秀
至平成二四・三・一五	自平成二四・三・一四	自平成二三・三・九	自平成二二・三・八	自平成二二・三・七	自平成二〇・三・九	自平成一九・三・六	自平成一八・三・五	自平成一七・三・八
至平成二四・三・一五	自平成二四・三・一四	自平成二三・三・九	自平成二二・三・八	自平成二二・三・七	自平成二〇・三・九	自平成一九・三・六	自平成一八・三・五	自平成一七・三・八

警視	八木寛治	山田俊秀	木村和雄	小貫督司	神戸美喜男	富沢久雄	櫻井忠信	伊藤孝順	安藤邦彦	小井土金成	階級	
氏名	八木寛治	山田俊秀	木村和雄	小貫督司	神戸美喜男	富沢久雄	櫻井忠信	伊藤孝順	安藤邦彦	小井土金成	氏名	
就任期間	自平成一四・三・二〇	自平成一五・三・二三	自平成一六・三・二七	自平成一八・三・一八	自平成一九・三・二六	自平成二〇・三・一四	自平成二〇・三・一八	自平成二〇・三・二九	自平成二一・三・一八	自平成二一・三・二九	自平成二二・三・一八	就任期間

歴代運転管理課長

警視	小井土金成	藤本善章	階級
氏名	小井土金成	藤本善章	氏名
就任期間	自平成二三・三・二六	自平成二四・三・一四	就任期間

歴代運転免許試験課長

警視	木村和雄	吉田三郎	櫻井忠信	平形行男	神戸美喜男	階級
氏名	木村和雄	吉田三郎	櫻井忠信	平形行男	神戸美喜男	氏名
就任期間	自平成一三・三・二三	自平成一五・三・一四	自平成一六・三・一七	自平成一八・三・一五	自平成一九・三・三一	就任期間

歴代交通機動隊長

									警 視	階 級
									深 堀 進	氏 名
山 田 賢 司	真 庭 福 夫	中 川 伸	霞 伸 二	高 橋 雄 司	佐 藤 成 尚	栗 原 孝 治	高 村 哲 夫	越 谷 一 義	至 平 成 一 五 ・ 三 ・ 一 三	自 平 成 一 三 ・ 三 ・ 一 三
至 自 平 成 一 四 ・ 三 ・ 一 五	至 自 平 成 一 四 ・ 三 ・ 一 四	至 自 平 成 一 三 ・ 三 ・ 一 八	至 自 平 成 一 二 ・ 三 ・ 一 七	至 自 平 成 一 一 ・ 三 ・ 一 八	至 自 平 成 一 〇 ・ 三 ・ 一 八	至 自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 一 三	至 自 平 成 一 七 ・ 三 ・ 一 六	至 自 平 成 一 六 ・ 三 ・ 一 七	至 自 平 成 一 五 ・ 三 ・ 一 三	至 自 平 成 一 三 ・ 三 ・ 一 三

歴代高速道路交通警察隊長

									警 視	階 級
									吉 田 三 郎	氏 名
高 橋 正 則	和 佐 田 文 男	角 田 正 雄	伊 藤 孝 順	竹 内 誠 一	五 谷 重 頭	久 保 田 文 麿	大 海 豊 司	佐 間 田 正 二	至 平 成 一 五 ・ 三 ・ 一 三	自 平 成 一 三 ・ 九 ・ 二 一
至 自 平 成 一 四 ・ 三 ・ 一 五	至 自 平 成 一 四 ・ 三 ・ 一 四	至 自 平 成 一 二 ・ 三 ・ 一 七	至 自 平 成 一 一 ・ 三 ・ 一 八	至 自 平 成 一 〇 ・ 三 ・ 一 八	至 自 平 成 一 九 ・ 三 ・ 一 三	至 自 平 成 一 八 ・ 三 ・ 一 五	至 自 平 成 一 七 ・ 三 ・ 一 六	至 自 平 成 一 六 ・ 三 ・ 一 七	至 自 平 成 一 五 ・ 三 ・ 一 四	至 自 平 成 一 三 ・ 九 ・ 二 一

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 交通人身事故発生状況

平成十四年に二百十八人であった死者数は、十五年には百六十九人、十六年には百四十七人と二年連続で大幅に減少したものの、十七年には百五十二人、十八年には百四十九人と増減を繰り返した。しかし、十九年は百人と大幅に減少し、二十四年までに交通事故による死者数を百人以下にするという群馬県の目標を五年前倒しで達成し、以降二十三年まで五年連続で死者数百人以下を継続した。

なお、平成十四年以降における交通人身事故発生状況は、次の表のとおりである。

年別	交通人身事故発生状況		
	発生件数	死者数	負傷者数
平成一四年	一八、九三六	二一八	二四、七三二
平成一五年	二二、六四五	一六九	三〇、五二二
平成一六年	二二、九一〇	一四七	三〇、七七七
平成一七年	二三、四八五	一五二	二九、六八二
平成一八年	二二、七五八	一四九	二八、八二〇
平成一九年	二一、六四九	一〇〇	二七、二七三

平成二〇年	二〇、三一五	九五	二五、六一四
平成二一年	一九、一二七	一〇〇	二四、〇二二
平成二二年	一九、〇八〇	九四	二三、九七〇
平成二三年	一八、六六七	九七	二三、五六九

第二項 交通警察制度の変遷

一 道路交通法等の改正

平成十四年から二十三年にかけて、交通事故防止を図るため、数度の道路交通法等の改正が行われたことに伴い、県警察においては、その適正執行に向けた取組を推進した。

なお、平成十四年以降における道路交通法等の主な改正内容は、次のとおりである。

- 一般運転者に係る運転免許証の有効期間の延長、第二種免許制度の見直し、高齢者標識の対象年齢引下げ及びひき逃げ、飲酒運転等悪質違反に対する罰則強化（十四年六月）
- 携帯電話等の使用及び共同危険行為等の禁止に対する罰則等適用の範囲拡大（十六年十一月）
- 高速道路での大型・普通自動二輪車の二人乗り解禁（十七年四月）

○ 放置車両の使用者を対象とした「放置違反金制度」の導入（十八年六月）

○ 中型自動車及び中型免許の新設（十九年六月）

○ ひき逃げ、飲酒運転等悪質違反の罰則強化及び飲酒運転に関わる車両等の提供、酒類の提供、同乗の罰則新設（十九年九月）

○ 後部座席シートベルト着用義務化、聴覚障害者マークの新設及び自転車の通行ルールの変更（二十年六月）

○ ひき逃げ、飲酒運転等悪質違反の行政処分強化及び高齢者の免許更新手続等の変更（二十一年六月）

○ 高速道路での車間距離不保持の罰則等強化及び地域交通安全活動推進委員の活動に高齢者の支援を追加（二十一年十月）

○ 高齢運転者等専用駐車区間制度の導入（二十二年四月）

二 自動車運転代行業の適正化に関する法律の施行

自動車運転代行業は、飲酒した者等に代わって自動車を運転する役務を提供する営業として、飲酒運転の防止等に一定の役割を果たしてきた一方、原則として自由に営業することができたことから、交通事故の発生率が高い、代行運

転自動車運転中の違反行為について、使用者の責任が問えない、不適正業者による白タク行為や料金の不正収受が多発しているなどの問題が見受けられた。このため、業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図ることを目的として、平成十四年六月、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律が施行され、公安委員会の認定制となった。

三 交通物件事故管理システムの運用開始

平成十五年一月、全国初となる交通物件事故管理システムの運用を開始し、交通事故証明書の早期交付等県民サービスの向上を図ったのを始め、交通人身事故を含む全ての交通事故の一元的管理が可能となり、より正確な分析に基づく総合的な交通事故防止対策を推進した。

第三項 交通安全意識の醸成

一 交通安全運動等

県警察では、県、市町村、交通安全協会等の関係機関・団体と連携し、春の全国交通安全運動、夏の県民交通安全運動、秋の全国交通安全運動及び冬の県民交通安全を始め、科学的かつ総合的な交通事故分析に基づく諸対策を推

進した。

なお、平成十四年以降における主な諸対策は、次のとおりである。

- 他人を思いやり自分を大切にする「ケアの心」により、安全で快適な交通社会の実現を目指す中・長期的な施策として、「ケア交通警察・ぐんま」実現キャンペーンを推進（十四年十月）
- 平成十四年三月以降、県内の交通死亡事故が異常多発したことから、交通死亡事故多発に伴う知事声明の発出を要請（十四年十一月）
- 本部長委嘱による民間有識者等による交通事故調査委員会を設立し、従来の発想を超えた新たな安全対策の提言を要請（十六年六月）
- 薄暮時の事故抑止及び高齢者の死亡事故抑止等を図るため、「サンセット十五日作戦」を実施（十七年十一月）
- 高齢者が関係する交通事故の発生実態等を分析し、「高齢者交通事故防止モデル地区」を選定（十八年八月）
- 夏期における先制的な高齢者交通事故防止対策（三S（シルバー・セーフティ・サマー）作戦）を実施（十九年七月）



交通安全運動出動式

- 秋から年末にかけての高齢者交通事故防止対策（三D（ディフェンス・ドライバー・デイ）作戦）を実施（十九年九月）
 - 六十五歳以上の高齢者が五人一組となり、無事故・無違反を目指す「高齢者しあわせドライバー○○」を推進（十九年九月）
 - 最多の事故類型である追突しないための対策「車間時間二秒間運動」を実施（二十年二月）
 - 追突されない対策「早めの三ライト作戦」及び最多の発生日に着目した「金曜日三S作戦」を実施（二十年六月）
 - 夜間に徘徊する高齢者等交通上の危険者を早期に発見保護するための「交通安全“思いやり通報”運動」を推進（二十二年九月）
 - 高齢者の自転車事故の抑止と規範意識の高揚を図るため、「第一回交通安全高齢者自転車大会」を開催（二十二年十一月）
 - 反射材を直接貼付して交通事故防止を図る「上州ぴかっと運動」を推進（二十三年九月）
- 二 交通安全教育
- (一) 交通安全学習館のリニューアルオープン

平成十六年一月、総合交通センター内の「人とくるまの科学館」を全面リニューアルし、二十三年四月までの間、衝撃体験シミュレータ、安全運転クイズ等交通安全資料を活用した体験的な交通安全教育を行った。二十三年四月以降は、「交通安全学習館」としてリニューアルオープンし、主に子供を対象とした参加・体験型の交通安全教育施設として各種交通安全イベントを開催した。

(二) スケアード・ストレイト教育技法による交通安全教育

平成十九年から、自転車の関係する事故防止対策を推進するため、中・高校生に対し、スタントマンによる危険な自転車通行に伴う交通事故の再現により、生徒に危険性を擬似体験させる教育事業(スケアード・ストレイト教育技法)を関係団体と連携して実施した。

第四項 道路交通秩序の維持

一 交通指導取締り

交通指導取締りは、交通事故を抑止することを目的として推進しており、特に無免許運転、飲酒運転、著しい速度超過等の交通事故に直結する悪質性と危険性の高い違反や迷惑性が高く地域住民からの取締要望の多い違反に重点を

置くなど交通情勢に対応した交通指導取締りを行った。
なお、平成十四年以降における交通法令違反の取締状況は、次の表のとおりである。

交通法令違反取締状況

年別	違反別				
	無免許	飲酒	速度	その他	計
平成一四年	一、五五五	六、一八三	三三、三八七	六〇、〇〇五	九九、一五〇
平成一五年	一、三九六	三、五九七	四三、四一八	六、〇二二	一一〇、四三二
平成一六年	一、四六三	二、七九三	五三、四一八	七〇、九二二	二二八、五八六
平成一七年	一、二八五	二、八八一	五、七一九	七、一四五	二二八、〇三〇
平成一八年	一、四三二	二、六二二	四七、一五八	八、四六二	二二二、六二七
平成一九年	一、三二九	一、三三四	四四、六五八	八三、七六五	二二二、〇七六
平成二〇年	一、二二九	一、〇二〇	四三、七五九	八、七八五	二二八、七九三
平成二一年	一、一九八	七七〇	四七、六三三	九一、九三三	二四二、五二四
平成二二年	九〇〇	六六六	四五、七九七	八八、九九六	二二六、三五九
平成二三年	六八八	六〇六	四七、六六〇	九一、一六六	二四〇、二二〇

二 交通反則通告制度の推移

交通反則通告制度は、昭和四十三年七月の施行から、適用対象の拡大や反則金額の引き上げ等幾多の変遷を経て運用されており、飲酒運転、無免許運転等の厳罰化や行政

処分等が強化された平成十四年には、年間取締件数九万九千五百十件のうち告知件数八万四千四百七十二件、告知率八二・二％を記録した。

その後、平成十六年に、運転中の携帯電話使用等が反則通告制度の適用となるなどの道路交通法が改正がされ、二十三年には、年間取締件数十四万二千件のうち告知件数十三万四千九百九十九件、告知率九六・四％を記録した。

なお、平成十四年以降における告知状況は、次の表のとおりである。

告知状況

年別	区分		
	取締件数	告知件数	告知率(%)
平成十四年	九九、一五〇	八一、四七二	八二・二
平成十五年	一一〇、四三二	九七、〇八八	八七・九
平成十六年	一一八、五八六	一一六、五六三	九〇・七
平成十七年	一二八、〇三〇	一一六、五二一	九一・〇
平成十八年	一三三、六二七	一二三、三〇六	九二・三
平成十九年	一三二、〇七六	一二三、三八七	九四・一
平成二〇年	一二八、七九三	一二二、九〇四	九五・四
平成二十二年	一四一、五一四	一三五、六〇四	九五・八

平成二十三年	一三六、三五九	一二〇、二四〇	九五・五
平成二十三年	一四〇、二二〇	一三四、九九九	九六・四

三 暴走族等対策

(一) 暴走族等の現況

県内の暴走族は、平成十四年の三十グループ、約四百人をピークに減少傾向となり、二十三年には、二十二グループ、二百三十七人にまで減少した。

しかしながら、ゲリラ的爆音暴走、小規模グループが連合した大規模集団暴走、暴力団の介在による犯罪組織化等悪質・凶悪化の傾向を強めたため、集中取締り等諸対策を講じ、これらの検挙に努めた。また、平成三年頃から問題化したいわゆる「ドリフト族」にあつては、関係機関等と協力の上、封圧対策を実施したところ、十四年以降減少傾向を呈し、二十三年には、「ドリフト族」による暴走行為は沈静化した。

(二) 暴走族等の取締体制の推移

暴走族による暴走行為に対する県民からの取締要望の高まりを受けて、平成十四年四月、交通指導課内に暴走族対策室長を長とする十一人体制の暴走族対策室を新設した。

その後、対策室を中心とした取締対策効果により暴走族が減少したことから、二十二年四月、警部以下七人体制の

暴走族対策係に再編され、引き続き、暴走族等対策を推進した。

(三) 群馬県暴走族等の追放の推進に関する条例の施行

平成十五年四月、暴走族等の追放の推進に関する責務の明確化、暴走族追放に向けた環境づくり、暴走行為を助長する行為等の禁止及び危険な運転等に対する罰則の創設を内容とした「群馬県暴走族等の追放の推進に関する条例」が施行された。

(四) 共同危険行為等の禁止違反の適用範囲の拡大
平成十六年十一月、道路交通法が改正され、共同危険行為等の禁止違反について、被迷惑者がなくとも、検挙が可能となった。

(五) 旧車會の台頭
平成二十年台初頭から、暴走族OB等を中心に構成され、共同危険行為は行わないものの、近隣のグループと合同して、改造した自動二輪車に乗車し、景勝地を目指して集団で暴走行為を行う「旧車會」が台頭し、騒音関連違反等により多大な迷惑を及ぼしていることから、関係機関・団体と連携し、対策を強化した。



旧車會の対策状況

四 放置違反金制度の導入

平成十八年六月、道路交通法が改正され、違法駐車の問題に対処するため、駐車違反に係る車両の使用者に対して放置違反金の納付を命ずることができる制度、放置車両の確認事務を民間に委託できる制度等が新設されたことに伴い、前橋市、高崎市及び太田市を管轄する警察署において、放置車両の確認事務の民間委託を開始した。さらに、二十一年四月、前橋市等に伊勢崎市を加えた四市の地域を対象として、放置車両の確認事務の民間委託を拡大した。

これらの民間委託に係る違法駐車取締りに当たっては、

地域住民の意見、要望等を踏まえ、ガイドラインを策定・公表し、これに沿ってメリハリを付けて行うとともに、当該ガイドラインについては定期的に見直し、常に警察署管内における駐車実態を反映したものになるよう努めた。

五 交通事故事件捜査

(一) 概況

平成十三年十二月、刑法が改正され、故意犯とする危険運転致死傷罪が新設されたことから、施行直後の十四年から積極的に同罪での立件を行うとともに、遺族・被害者感情に配慮した被害者支援を推進した。

(二) 特異重大事故

平成十四年以降の特異重大事故の主なもの、次のとおりである。

○ 黒保根村内のわたらせ溪谷鉄道の軌道に重量鋼材運搬トレーラーが転落した事故で運転手一人が死亡(十五年五月)

○ 関越自動車道藤岡ジャンクションで大学生四人が乗車する普通乗用車が分岐点に衝突した事故で二人が死亡(十八年九月)

○ 安中市内の国道十八号で普通乗用車と大型貨物車が正面衝突し、炎上した事故で三人が死亡(二十二年一

月)

○ 前橋市内の北関東自動車道で停止中の普通乗用車に大型貨物車が衝突した事故で普通乗用車に乗車中の少女三人が死亡(二十二年七月)

○ 板倉ニュータウン内の町道で大学生四人が乗車する普通乗用車が街路樹に衝突した事故で二人が死亡(二十三年四月)

(三) ひき逃げ事件

ひき逃げ事件の発生件数及び検挙率は、ほぼ横ばい状態で推移していたが、この種事件の捜査に当たっては、従来からの捜査に加え、防犯カメラ、ドライブレコーダー等の普及が被疑者検挙に効果を発揮した。さらに、遺留塗膜片からの車種特定・異同識別における優れた実績を持つ捜査員の塗膜鑑定に加え、平成十九年十月には「ミクロカラー測定検査装置」を導入し、車体表面色をデータベース化したことで検挙率の更なる向上に寄与した。

なお、平成十四年以降におけるひき逃げ事件の発生・検挙状況は、次の表のとおりである。

ひき逃げ事件発生検挙状況

年別	区分		計
	死亡	重軽傷	
発生	検挙	発生	検挙
			検率

平成四年	一一・一〇	九七	六九	二〇八	七九	七三・一
平成五年	五・二	九〇	六一	九五	六三	六六・三
平成六年	五・四	一五九	九六	一六四	一〇〇	六〇・九
平成七年	九・九	一七七	八三	二二六	九二	六七・六
平成八年	六・六	一〇九	七九	二二五	八五	七三・九
平成九年	二・二	一〇三	六九	二〇五	七一	六七・六
平成〇年	五・五	八七	六一	九二	六六	七一・七
平成二年	四・四	七四	五〇	七八	五四	六九・二
平成三年	六・四	九六	七二	一〇二	七七	七五・四
	四・四	八七	六三	九一	六七	七三・六

第五項 交通環境の整備

一 交通安全施設の整備

(一) 交通管制システム改良整備の推進

円滑な交通管制を図るため、交差点において交通量を測定する車両感知器の設置や収集したデータを分析する交通管制システムの改良整備と信号機を一定の地域で制御する集中制御エリアの拡大整備を推進した。さらに、バス等の公共輸送機関を優先的に走行させる信号制御を行い、定時運行による利便性の向上を図る公共車両優先システム(P-TPS)の導入により、道路交通のIT化を推進した。

(二) 信号灯器のLED化の推進

既存の電球式信号灯器に比べて表示が見やすく、省電力及び長寿命のLED信号灯器の整備を推進した。

(三) バリアフリー対応型信号機等の整備

高齢者、障害者、幼児、児童等が道路を安全に横断するため、需要が多い場所の歩行者用信号の青色表示の延長化や歩車分離式信号、音響式信号、経過時間表示機能付歩行者用灯器等を整備した。

(四) 道路交通情報の充実

県民に対する道路交通情報の提供を充実させるため、交通情報板の整備及び交通監視用テレビ装置を整備した。

(五) 災害に備えた道路交通環境の整備

災害発生時等の停電においても緊急輸送路等の交通を確保するため、主要交差点の信号機に自動で起動する発動発電機装置の整備拡充を図った。

二 交通規制の推進

(一) 高齢運転者等の事故防止

高齢運転者等にとつて、見やすく分かりやすい道路環境を整備するため、反射輝度の高い道路標識・標示や拡大板の道路標識を整備し、交通事故防止対策を推進した。

(二) 生活道路の事故防止

生活道路等における歩行者及び自転車利用者の安全な通行を確保するため、交通事故が多発する生活道路の区域を指定し、走行速度の低下を目的とした交通規制を行い、及び歩行者が安全に横断できるように信号機を整備するなど地域の特性に着目した交通事故対策を推進した。

なお、平成十四年以降における主な生活道路等の交通規制は、次のとおりである。

○ 「あんしん歩行エリア」の指定(十五年七月～)

○ 「新あんしん歩行エリア」の指定(二十年四月～)

(三) 効果的な交通規制の推進

道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため、道路交通環境の変化等により地域の交通実態に適合しなくなつたと認められる交通規制の見直しを行うなど効果的な交通規制を推進した。

第六項 運転者管理

一 運転免許関係

(一) 運転免許証のICカード化

平成十四年六月、道路交通法が改正され、運転免許証の偽変造防止、保有者のプライバシー保護等の観点から、運転免許証の記載事項の一部を電磁的方法により記録する

ことができることとなり、本県においても、二十一年一月からICカード化された運転免許証の交付を開始した。

(二) 運転免許即日交付窓口の拡大

更新者の利便を図るため、総合交通センターのほか、警察署において即日交付を受けられるように改善を進めた結果、平成二十三年度末までに、高崎警察署、藤岡警察署、伊勢崎警察署、太田警察署、館林警察署、桐生警察署及び沼田警察署の七警察署の窓口で即日交付を可能とした。

二 行政処分

(一) 悪質・危険な違反に付する基礎点数の引上げ等
平成十四年六月、道路交通法が改正され、悪質・危険な違反に付する基礎点数が引き上げられるとともに、酒酔い運転での死亡事故を引き起こすなど極めて悪質・危険な運転者に対しては、一回目の取消し等であっても、免許の欠格期間について、五年を指定することとなった。

(二) 特定違反行為者の免許の欠格期間の延長

平成二十一年六月、道路交通法が改正され、運転殺人等、運転傷害等、危険運転致死傷、酒酔い運転、麻薬等運転及び救護義務違反が特定違反行為と、その他の従来の変反行為が一般違反行為とされるとともに、特定違反行為をしたことを理由として処分される者に対しては、免許の欠

格期間について、十年を超えない範囲で指定することとなった。

三 運転者教育

(一) 高齢者講習受講枠の拡大

平成十四年六月、道路交通法が改正され、七十歳以上の者が免許の更新を受けようとする場合は、高齢者講習を受講することとなった。

(二) 認知機能検査の新設

平成二十一年六月、道路交通法が改正され、七十五歳以上の者が免許の更新を受けようとする場合は、運転に必要な記憶力、判断力等に関する認知機能検査を受検することとなった。

(三) 自動車安全運転練習日の開設

平成二十三年五月、自動車の運転技能の向上を目指す初心者や運転経験が少ないために運転に不安を抱えているペーパードライバー等が自主練習するため、毎週日曜日を自動車安全運転練習日とし、総合交通センター技能試験コースを無料解放した。

第七項 高速道路における交通警察活動

一 交通事故発生状況

県内においては、東北自動車道、関越自動車道新潟線、関越自動車道上越線及び北関東自動車道高崎ジャンクションから伊勢崎インターまでの間が高速道路として供用されていたが、平成二十三年三月、本県分の北関東自動車道総延長三十二・七キロメートルが全線開通となった。

これら県内の高速道路上における人身事故は、平成十四年中は発生件数二百九件、死者十一人、傷者三百九十九人であったが、二十三年中は発生件数百五十件、死者六人、傷者二百五十八人であり、発生件数、死者数及び負傷者数いずれも減少した。

二 交通指導取締活動

高速道路の供用距離の延伸に伴い、自動車走行台数が増加したことから、各種の交通安全対策を講じるとともに、重大事故に発展するおそれのある悪質・危険な交通違反の指導取締りを強化し、交通事故抑止に取り組んだ。

特に、飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等の悪質違反はもとより、交通事故に直結する整備不良、過積載、車間距離不保持違反等危険性の高い交通違反の取締りを強化して交通の安全及び円滑を図った。

これらの取締活動を効果的に推進するため、パトカーに

よる動的な交通違反取締り、インター検問、速度違反自動取締機の運用等の強化を図った。

なお、高速道路交通警察隊の平成十四年中の交通指導取締りの総件数は九千五百五十六件であつたが、二十三年中は一万三千四百七十八件と増加した。

第七章 警 備 部

第一節 組織等の変遷

一 警備第一課外事特別捜査室の設置

平成十七年四月、不法滞在者対策及び国際テロ対策を強化するため、警備第一課に外事特別捜査室を附置した。

二 外事課の設置

平成十九年四月、国際テロ対策及び不法滞在者等対策

三 交通安全活動

高速道路における交通事故防止を図るため、各種交通安全運動等において、交通指導取締り、特別警戒等を実施するとともに、サービスエリアでは、関係機関・団体と連携し、居眠り運転防止等呼び掛けるキャンペーン、街頭指導等を実施した。

を一層強化するため、警備第一課に附置していた外事特別捜査室を昇格させ、外事課を設置した。

三 警備第二課危機管理対策室の設置

平成二十四年三月、大規模災害を始めとする有事の際の部門を超えた対処はもとより、平素からの危機管理に係る基本計画や各種対策の見直し、関係機関・団体との連携強化等危機管理対策に万全を期するため、警備第二課に危機管理対策室を附置した。

四 警備部歴代の部長、課長等

歴代警備部長

階級	氏名	就任期間
警視	田畑勝己	自平成二二・三・二一 至平成二四・九・一六
警視正	清水宜明	自平成二四・九・一七 至平成二六・三・三一
警視	倉持謙二	自平成二六・三・三一 至平成二七・四・一
警視	小澤富彦	自平成二七・四・一 至平成二九・二・二二
警視	栢原克弘	自平成二九・二・二二 至平成二〇・七・二三
警視正	糸井義一	自平成二〇・七・二三 至平成二一・三・一八
警視	高橋庄次郎	自平成二一・三・一八 至平成二二・三・二七
警視	正田一男	自平成二二・三・二七 至平成二三・三・一八
警視	佐藤成尚	自平成二三・三・一八 至平成二四・三・一四

警視	高草木正司	自平成二四・三・一五 至
----	-------	-----------------

危機管理対策統括官

階級	氏名	就任期間
警視	田端正好	自平成二四・三・一五 至

歴代警備第一課長

階級	氏名	就任期間
警視	大澤博	自平成一四・三・二〇 至平成一五・三・二三
警視	齋藤道明	自平成一五・三・二三 至平成一七・三・一六
警視	松本好男	自平成一七・三・一六 至平成一九・三・一三
警視	松本憲吾	自平成一九・三・一三 至平成二〇・四・八

歴代警備第二課長

警視	階級	氏名	就任期間
井 齋 藤 道 明	警視	井 齋 藤 道 明	自平成二四・三・二〇 至平成二五・三・二四
井 上 行 雄	警視	井 上 行 雄	自平成二六・三・二七 至平成二七・三・二八
糸 井 義 一	警視	糸 井 義 一	自平成二七・三・二六 至平成二七・三・二七
茂 木 利 夫	警視	茂 木 利 夫	自平成二七・三・二七 至平成二九・三・二七

警視	階級	氏名	就任期間
高 草 木 正 司	警視	高 草 木 正 司	自平成二〇・四・八 至平成二一・三・二九
茂 木 利 夫	警視	茂 木 利 夫	自平成二一・三・二九 至平成二二・三・二七
羽 鳥 信 之	警視	羽 鳥 信 之	自平成二二・三・二八 至平成二三・三・二八
增 村 悟 樹	警視	增 村 悟 樹	自平成二三・三・二九 至平成二四・三・二四
佐 藤 幸 秀	警視	佐 藤 幸 秀	自平成二四・三・二五 至平成二四・三・二五

歴代外事課長

警視	階級	氏名	就任期間
羽 鳥 信 之	警視	羽 鳥 信 之	自平成一九・四・一 至平成二一・三・一八
田 中 秀 幸	警視	田 中 秀 幸	自平成二二・三・一七 至平成二二・三・一七

警視	階級	氏名	就任期間
高 草 木 正 司	警視	高 草 木 正 司	自平成一九・三・一四 至平成二〇・四・八
田 端 正 好	警視	田 端 正 好	自平成二〇・四・九 至平成二一・三・一八
近 藤 敏 男	警視	近 藤 敏 男	自平成二一・三・一九 至平成二二・一・二四
高 草 木 正 司	警視	高 草 木 正 司	自平成二二・一・二五 至平成二二・三・二七
高 田 敏 雄	警視	高 田 敏 雄	自平成二二・三・一八 至平成二三・三・二八
北 爪 雅 邦	警視	北 爪 雅 邦	自平成二三・三・二九 至平成二四・三・二四
岡 野 桂	警視	岡 野 桂	自平成二四・三・二五 至平成二四・三・二五

〃	〃
坂部重人	大橋昭久
至 自平成二三・八・一	自平成二二・三・二八 自平成二三・七・三一

歴代機動隊長

警視	階級	氏名	就任期間
〃	〃	井上行雄	自平成二三・三・二三 至平成二五・三・二三
〃	〃	小林哲雄	自平成二五・三・二四 至平成二七・三・二六
〃	〃	高橋秀文	自平成二七・三・二七 至平成一九・三・二三
〃	〃	鈴木木朗	自平成一九・三・二四 至平成二〇・四・八
〃	〃	増村悟樹	自平成二〇・四・九 至平成二一・三・二八
〃	〃	篠崎清朗	自平成二一・三・一九 至平成二三・三・八
〃	〃	大澤盛夫	自平成二三・三・九 至平成二四・三・二四

〃
青木康人
至 自平成二四・三・一五

第二節 主要な施策、事業等の推移

第一項 治安警備

一 国際情勢

平成十三年九月の「米国における同時多発テロ事件」以降、世界各国でテロ対策が強化された。しかし、イスラム過激派によるテロの脅威は依然として高い状況で推移し、中でもアル・カイダは、世界のイスラム過激派を惹き付けていた。こうした中、二十三年五月、アル・カイダ指導者のオサマ・ビンラディンが、米国の作戦行動により死亡し、アル・カイダの新たな指導者となったアイマン・アル・ザワヒリは、欧米諸国等に対するジハード（聖戦）の継続を表明した。

また、殺人、爆弾テロ未遂等の罪でICPOを通じ国際手配されていたリオネル・デュモンが、過去に不法に我が国への入出国を繰り返していた事実が判明するなどジハード思想を介して緩やかにつながるイスラム過激派のネットワークが

我が国にも及んでいることが示された。

二 国内情勢

(一) 極左暴力集団の動向

極左暴力集団は、平成二十三年の東日本大震災に伴う福島第一原発事故の発生を捉え、反原発集会・デモ等を積極的に言うなど大衆運動等を通じて組織の維持・拡大を図ったほか、成田問題、反戦・反基地問題等を捉えて、「テロ、ゲリラ」事件等違法行為を引き起こした。

(二) 右翼の動向

右翼は、我が国政府の政策、領土問題、歴史認識問題等内外の諸問題をめぐり、街頭宣伝活動や抗議行動等に活発に取り組んだほか、極端な民族主義・排外主義的主張を掲げる右派系市民グループによる活動も各地で展開された。

(三) オウム真理教の動向

オウム真理教は、教団運営をめぐり、「原点回帰」路線を強調する主流派と同方針に批判的な上祐派との間で対立が深まり、平成十九年五月、新団体「ひかりの輪」を設立し、上祐が同団体の代表に就任した旨を表明した。その後、二十三年十二月には、警察庁指定特別手配被疑者の一人である平田信が出頭し、翌日、逮捕された。

(四) 北朝鮮による拉致問題

平成十四年九月、日朝首脳会談において、金正日国防委員長が日本人拉致問題について謝罪するとともに、翌月、五人の拉致被害者が帰国したが、そのほかの被害者については、北朝鮮から安否に関する納得のいく説明はなかった(二十三年末現在、政府認定の拉致容疑事案は十二件十七人)。

(五) 不法滞在者問題

我が国の不法滞在者数が高い数字で推移する中、平成十五年十二月、犯罪対策閣僚会議において、外国人犯罪の温床となる不法滞在者を今後五年間で半減させるとの政府目標を策定したことから、全国において、出入国管理及び難民認定法第六十五条に基づく入国警備官への引渡しを活用拡大、入国管理局との合同摘発や集中取締り等が積極的に推進された。

県警察においても、政府目標に沿って、平成十六年からの五年間で、出入国管理及び難民認定法違反事件検挙及び東京入国管理局との合同摘発を推進し、合計約四千七百人を検挙・摘発したほか、犯罪インフラの温床となる不法滞在を助長する偽装結婚事犯や不法就労助長事犯等を多数検挙した。

第二項 災害警備

一 東日本大震災

平成二十三年三月十一日、三陸沖を震源とする国内観測史上最大規模となる「東北地方太平洋沖地震」が発生し、最大で震度七を観測するなど各地を激しい揺れが襲うとともに、この地震により生じた高い津波が各地に押し寄せ、原子力発電所における事故等を引き起こした。政府は、正に未曾有の大災害となったこの災害を「東日本大震災」と命名した。

警察では、発災以来、被災県警察を中心に全国警察から多くの応援部隊を派遣し、全国警察一体となつて被災地における安全・安心の確保といった幅広い活動に取り組んだ。

県警察においても、広域緊急援助隊、県警察関東管区機動隊等多くの警察職員を被災地に派遣し、各種警察活動に取り組んだほか、女性警察官で編成した「ミズバシヨウ隊」にあつては、被災者の心のケアや各種相談の受理等支援活動や避難所の子ども、高齢者等を元気づける交流活動を行った。

また、本県においても、最大で震度六弱を観測し、一人が亡くなり、四十二人が負傷するなど深刻な被害がもたらされ、さらに、ライフラインの機能停止による燃料と生活物資

の不足や電力供給困難による計画停電の実施等は、県民の不安を増大させたことから、県警察においては、計画停電による信号機滅灯時の交通対策、夜間の犯罪抑止活動強化等県民の安全・安心の確保に取り組んだ。

二 県内における自然災害

県内における平成十四年四月から二十四年三月までの間に発生した台風、集中豪雨等の自然災害による被害状況等は、死者一人、行方不明者一人、負傷者百八人、建物全壊十七棟、建物半壊四十九棟、床上浸水百三十七棟及び床下浸水九百八十六棟であった。

これらの主なものの被害状況、県警察の警備体制等は、次の表のとおりである。

主な災害被害及び警備体制状況

発生年月日 災害種別	被害状況				警察官数
	人的被害	家屋被害		警備体制	
日三・三・一 東北地方太平洋沖地震	一				三、四、六、五
日二・七・二七 突風	四二	二二		九四	
日〇・七・二七 豪雨		一		六九	
日九・九・五七 台風九号			一	四五〇	
日六・一〇・三三 新潟中越地震		四	六		
日六・六・二二 台風六号		六	四	三二	
日四・七・一〇、一四 台風七号		四	九	一一〇	
			九		
			二		
			三		
			一九		
			三五		
			七		